

平成22年第1回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成22年3月12日（金曜日）

○議事日程

平成22年3月12日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（26名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	山 本 久 江 君
7 番	横 田 和 雄 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	木 村 一 彦 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	23 番	久 保 玄 爾 君
24 番	山 下 和 明 君	25 番	伊 藤 央 君
26 番	田 中 健 次 君	27 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	嘉	村	悦	男	君												
会	計	管	理	者	松	吉	栄	君	財	務	部	長	吉	村	廣	樹	君									
財	務	部	理	事	梅	田	尚	君	総	務	部	長	浅	田	道	生	君									
総	務	課	長	原	田	知	昭	君	生	活	環	境	部	長	古	谷	友	二	君							
産	業	振	興	部	長	阿	部	勝	正	君	土	木	都	市	建	設	部	長	阿	部	裕	明	君			
土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡	本	幸	生	君	健	康	福	祉	部	長	田	中	進	君			
教	育	長	岡	田	利	雄	君	教	育	次	長	山	邊	勇	君											
水	道	事	業	管	理	者	中	村	隆	君	水	道	局	次	長	本	廣	繁	君							
消	防	長	武	村	一	郎	君	監	査	委	員	和	田	康	夫	君										
入	札	検	査	室	長	安	田	節	夫	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	谷	秀	雄	君
監	査	委	員	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君													

○事務局職員出席者

議会事務局長 森 重 豊 君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部につきましては、農業委員会事務局長は所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、今津議員、19番、弘中議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、10日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

一般質問

○議長（行重 延昭君） これより早速質問に入ります。最初は、4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

○4番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、女性の健康支援について、私ども公明党は、女性の健康が家庭や地域、そして社

会の元気につながるの思いで、これまで女性の健康支援についてさまざまな提案をさせていただいてまいりました。

世界的に見ると、日本は女性の健康後進国と言われ、各国の男女間の格差を数値化したジェンダーギャップ指数での健康指数は、世界で36位、一昨年厚生労働省の調査では、各世代で多くの女性が健康に不安を抱えていると答えております。

この不安を払拭するために、女性の一生を丸ごと支援すべく、女性サポートプランを作成し、健康支援を柱に、さまざまな角度から政策提案をさせていただいているところでございます。

中でも、乳がんの早期発見に役立つマンモグラフィ検査導入や、安心・安全な出産を目指しての妊婦検診14回公費助成は、大きな評価をいただいているところでございます。我が防府市においてもそれぞれ必要な政策との判断をいただき、実施に踏み切っていただいていることへ心から感謝申し上げます。

12月議会に続いて女性特有のがん対策について、今回はさらに4点ほど質問をさせていただきます。

1点目、昨年10月、近年増え続けております乳がん、子宮頸がん対策ということで、国の単年度全額補助事業である検診無料クーポン事業が実施されました。検診受診率向上を促す大きな力になり、女性の健康と命を守る大切な事業との評価を得ました。しかしながら、5歳刻みの一部の方への実施ということで、不公平感も募り、最低今後4年間は事業継続をお願いしなければなりません。この点について市の考えをお聞かせください。

2点目、乳がん、子宮頸がんの早期発見、早期治療のためには、とにかく検診を受けていただくしかありません。欧米の受診率は70%から80%などに比べ、日本は20%と、大変低いのが実態です。がん検診啓発のパンフレット等を作成し、あらゆる機会、場所をとらえて、配布に努めていただきたいと思います。この点についての市のお考えをお聞かせください。

3点目、国はがん検診受診率50%推進本部を設け、受診率向上に力を入れていると言っておりますが、女性の場合、一般的な検診を受ける機会が男性に比べて少ないという点や、女性特有のがん検診などは健康教育のおくれだと私は思っているのですが、恥ずかしいという理由で行きたくても行けない女性が多いという実態がございます。

健康教育については、改めて取り上げさせていただきますが、受診率の向上はこのままでは大変難しいように思われます。結果的には女性の健康や命を守れないということになってしまいます。そこで一つのきっかけとして、県内13市の中では、高負担の乳がん、子宮がん検診料の自己負担分を減額することで、受診しやすくなるのではないかと思います。

すが、この点について市のお考えをお聞かせください。

4点目、子宮頸がんのワクチン公費助成について質問をいたします。

近年20代、30代の女性の間で子宮頸がんが急増しており、原因となるヒト・パピローマウイルスには、約8割の女性が一生の間に感染すると言われていています。

国内では年間約1万5,000人の方が発症し、3,500人の方が亡くなっており、発症、死亡する女性の低年齢化も指摘されております。

子宮頸がんは他のがんと違い、がんになる前に検診で発見ができ、予防ワクチン接種と合わせて、ほぼ100%防げる唯一のがんとされています。このワクチンは既に約100カ国で承認されておりますが、アジアでは、日本と北朝鮮のみが未承認でございました。このことに対し、昨年公明党として承認を強く国に求め、やっと10月に承認、12月に発売が開始されたという経緯がございます。

予防接種は始まりましたが、接種費用は全額個人負担でございますので、必要とされている3回接種で約4万円から5万円と大変高額です。このワクチンの最も効果的な接種は、性行為経験がないと考えられる11歳前後と言われております。このような背景から、中学1年生女子を対象にした予防ワクチン接種の公費負担をぜひともお願いしたいと思っておりますが、市の考えをお聞かせください。

救える命を救えない。予防可能な病気で毎年多くの方が尊い命を落とされ、ワクチン後進国といわれる日本、こうした事態を改善するために、対応の遅い政府に先駆けて公明党として、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンや子宮頸がんワクチンの公費助成を各自治体へお願いしているところでございます。先日、御紹介をしていただきましたように、県内では宇部市がリーダーシップをとって推進しているところでございます。

3月1日から8日は女性の健康週間でございます。2月15日号の市広報の第一面に大きく特集を組んでいただき、乳がん検診のお知らせや乳がんから身を守るための講演会等の御紹介をしていただき、目にされた方々から反響が大きかったとも聞いております。

皆様のお母さんの、そして奥様の、娘さんの、そしてお姉さんや妹さんの、そしてすべての女性の尊い健康と命を守ることの大切さを、いま一度、考え、行動する週として、今後も充実した取り組みになるよう願ってやみません。

次に、学校、家庭、地域の連携協力の推進について質問をいたします。

近年、児童・生徒が置かれている環境は、家庭、友人関係、地域学校等におけるさまざまな問題が絡み合っており、深刻化している状況と言えます。その上、一昨年来よりの不況による経済的に困窮を極めておられる家庭の児童・生徒に与える影響も大変深刻でございます。

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の問題行動等の背景にそれらのさまざまな問題が影響している場合が多いことから、文部科学省は平成19年度に問題を抱える子ども等の自立支援事業の一環として、平成20年度からはSSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業として配置を進めてきております。

児童・生徒が置かれているさまざまな環境に着目して、働きかけることができる人材や、学校内、あるいは学校の枠を超えて、関係機関等々との連携をより一層強化し、問題を抱える児童・生徒の課題、解決を図るためのコーディネーター的な存在が教育現場に求められている。このため、行政分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するSSWを活用し、問題解決への対応を図っていくとしております。

我が防府市においても、現在、現場においてはSSWが必要なケースも増えてきているのではないかと思いますし、今後、県にしっかり要望していただき、積極的な活用の体制を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。市当局のお考えをお聞かせください。

最後に、交通弱者の安全対策についてお尋ねいたします。

昨年10月からリニューアルされて始まりました防府市メールサービス、12月は生活安全課から2回にわたり、12月の7日から15日までに県下で死者7人の交通事故が発生し、交通事故多発警報が発令されたこと、注意喚起を伝えるメールが私どもの携帯にも入ってまいりました。

1月6日には三田尻本町県道で車と高齢者が運転されていた自転車の接触事故が起き、重傷だったとお聞きしておりますが、防府警察署から、「県内では昨年1年間で58人、これは全死者の54%、防府署管内でも5人、これは全体の45%の高齢者の方が交通事故で亡くなられています。特に、歩行者の方は、出かける際には、1、横断歩道を渡る。2、信号を守る。3、渡る前に安全確認、横断後半に注意。4、明るい服装、反射材をつけて交通事故に遭わないように気をつけましょう」とのメールも入ってまいりました。

一昨日は、防府署管内で横断歩道中の歩行者、自転車利用者の事故が多発しております旨のメールも入りました。車を運転する方も歩行者も基本的な交通ルールをしっかり守ることが重要ですが、公共道路の管理者として、市は加速する高齢化を見据え、交通弱者に対してさらなる安全対策を講じる必要があると思った次第でございます。

私たちの一番身近で、一番利用されている公共施設が道路であると言われております。総延長約650キロに及ぶ市管理の道路を常に安全な形状に保ち続けるには、相当の予算も手間もかかりますが、乳幼児から高齢者の方まで、24時間、どなたかが利用されている稼働率の大変高い公共施設、整備改修の積み残しでは、市民の皆様の安心・安全を確保す

ることはできないと思います。

私はこれまでも交通安全施設、特に路面表示の明示化や小学校近辺の通学路のカラー舗装化を訴えてきましたが、交通事故の犠牲者の多くが交通弱者と言われている方たちであることを踏まえ、いま一度拡充の必要性を感じ、質問をさせていただきます。

具体的には、1点目、横断歩道や区画線などの路面表示が消えかかっている箇所の点検と整備が早急に必要なのではないかという点、2点目は、狹隘であったり、信号もなく変則的な交差点であったりする上に、交通量も多い箇所などにもカラー舗装化を進めてはどうかということでございます。現在のカラー舗装化の基本的な解釈を拡大されてはどうかということでございます。市当局のお考えをお聞かせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは女性の健康支援についての御質問にお答えいたします。

まず、今年度末までとされておりまして女性特有のがん検診無料クーポン券事業の新年度以降の継続についての御質問でございますが、この事業は平成21年度に、国の単年度政策として実施された事業でございますが、本市といたしましては、女性の健康支援として有効な対策であると存じますので、平成22年度につきましては、新年度予算に計上し、議会での御審議をお願いいたしているところでございます。

また、23年度以降の継続でございますが、この事業は、検診受診率の向上に寄与しておりますことや、5歳刻みの一部の方への実施ということを勘案いたしますと、22年度も含めまして、今後4年間は、事業を継続する必要があると考えており、そのようにいたす所存でございます。また、国におかれましても、今後とも事業を継続されるよう、市長会などを通じまして、強く要望しているところでございます。

続きまして、乳がん・子宮がん検診の啓発についてお答えいたします。

これまでも検診受診率向上を図るため、市広報、市ホームページ、講演会など、あらゆる方法で啓発に努めているところではございますが、このたび本市のがんの死亡状況、がん検診受診率及びがん検診カレンダーなどを掲載しました、わかりやすいパンフレットやポスターを作成いたしましたので、公共施設、医療機関などに掲示いたしますとともに、健康相談や健康教育などにも活用して、市民の皆様方に啓発してまいりたいと考えております。

議員、御指摘のように、検診受診率向上のためには、多面的な啓発が必要でございます。今後ともさまざまな機会をとらえて、啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、乳がん、子宮頸がん検診の自己負担金の減額についてお答えをいたします。

本市の乳がん検診の自己負担額は、40歳から70歳未満の方は2,100円、また子宮頸がん検診は20歳から70歳未満の方は1,700円でございます。なお、両検診とも70歳以上及び市民税非課税世帯の方は500円、生活保護世帯の方は無料となっております。

自己負担額の減額でございますが、乳がん検診は、40歳から70歳未満の方は、平成20年度から2,600円を2,100円に減額し、検診を受けやすい環境整備に努めておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

また、子宮頸がん検診につきましては、平成10年から11年間、据え置きとしておりますので、現状維持でお願いいたしたいと存じます。

続きまして、中学校1年生の女子を対象にしました子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担についての御質問にお答えをいたします。

子宮頸がんワクチンは、お話のとおり、平成21年10月に国内で正式認可され、任意として接種が開始されております。子宮頸がんワクチンと定期的な検診受診をあわせると、近い将来、子宮頸がんを排除できる時代が到来すると考えられております。本市は、予防接種法により、市町村長が実施するとされております定期の予防接種には、当然、公費負担を行っておるところでございますが、任意接種には行っておりません。公費負担につきましては、数多くあります他の任意予防接種との関連性を考えますと、現状では大変難しい状況でございます。

しかしながら、ワクチンの有効性は認識しておりますので、このたび市長会を通じ、国に早期に定期予防接種として位置づけられ、また高額な接種費用の負担軽減についても必要な措置を講じられるよう要望いたしているところでございます。さらに強く要望してまいらねばならないと、このように感じているところでございます。

残余の御質問につきましては、教育長、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） それでは再質問をさせていただきます。

クーポン事業に関しましては、有効な対策としての御認識を述べていただきましたし、継続をする必要ありとの御答弁と受け取りました。ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

私事で大変恐縮でございますが、私の大変身近な友人2人が年末、同時に、子宮頸がんと宣告され、今も子宮頸がんと闘っております。また1月には、娘の同級生のお母さんが乳がんで亡くなられました。余りにも身近なところで次から次に起きている悲しい現実

触れ、議会に身を置かせていただいている一人として、何ができるだろうか、大変悩んだわけでございます。

私は1人でも多くの女性に、まずは検診を受けていただきたい、また早期発見、早期治療で大切な命を守っていただくしかない、強く思った次第でございます。そういった思いから今回質問をさせていただいております。

まず、1点目でございますが、無料クーポン券の事業は10月からということで、大変短い期間ではございましたけれども、受診状況を教えていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 無料クーポン券によります受診状況でございますが、本年22年1月末現在でございますけれども、子宮頸がん検診無料クーポン券の発送数、これは3,383人、受診数は374人、受診率とすれば11%でございます。乳がん検診、無料クーポン券の発送数は3,926人、受診数は526人、受診率は13.3%です。

また、22年1月末までの総受診者数は、子宮頸がん検診は2,157人、乳がん検診は1,656人ですから、総受診者数のうち、クーポン券を使われた方の割合は子宮頸がん検診は17%、乳がん検診は32%になります。乳がん検診では3人に1の方がクーポン券により受診されていますので、特に効果があらわれていると思います。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） わずか4カ月間の数字でございますので、それを1年に換算いたしましても、年間30%から40%の方が受診されるということに、見込み数でございますけど、そういうふうになります。

この効果から考えましても、今後、継続していく必要は大いにあると私は思っております。クーポン券を利用された方から、たった1人にでも検診の必要性を話していただく、口コミで広げていただく、そういったことでさらに広がりを見せるのではないかと思っております。ぜひとも新年度以降も継続支援のほうをよろしく願いをいたします。

次に、3月末までの受診率が今後の継続支援に大変重要であり、またそのことが次への支援につながるという思いから、私は何度も啓発のお願いをしてみました。いよいよ追い込みでございますけれども、3月の乳がんの集団検診の予約状況を教えてくださいませんか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 3月5日に実施いたしました乳がん集団検診は、定員が36人でしたが、定員いっぱいの予約をいただき、予約された方全員が受診さ

れました。また、次回は3月17日実施予定の集団検診ですが、予防状況は既に定員いっぱいとなっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 少しずつではありますけれども、皆様の意識が高まってきているのかなというふうにも思っております。働く女性の多い現代、以前も要望いたしましたけれども、受診しやすい休日に設定していただきたいということを要望していきたいと思っているわけです。宇部市は休日検診に取り組みられて、大変好評のようでございます。その点もよろしく願いをいたします。

先日、市の保健センターで、三田尻病院の副院長先生でいらっしゃる豊田先生の「最近の乳がん事情」と題する講演を聞いてまいりました。乳がんは近年恐ろしい勢いで増えており、18人に1人の割合で罹患し、この伸び率は先進国でトップであるということでもございました。またこの乳がんの厄介なところは、リンパに乗って全身に回り、どこに散るかわからない特別ながんなんだというお話でもございました。とにかく早く見つけて広がるのを食い止めたい、このようなお話だったと思います。このお話をもってしてもマンモグラフィ検診の重要性があるのではないかと思った次第でございます。ぜひとも受診しやすい環境づくりを引き続きよろしく願いをいたします。

それから、次でございますが、乳がん、子宮頸がん検診の自己負担金の減額は大変難しいという御答弁でございました。クーポン券の効果がありましたように、検診料が少しでも低くなることが一つのきっかけで受けようという女性が増えることに間違いはないと思います。

県下、防府市以外のあとの12市全部の検診料を私はちょっと調べてみましたが、マンモグラフィによる乳がん検診においては、防府市は先ほど御答弁にもありましたように、500円下げましたとはいえ、2,100円は断然トップでございます。2位は山陽小野田市、2,000円なんですけれども、国保の加入者は500円というふうにしております。美祢市は乳がん、子宮頸がんともに国保の加入者は無料というふうな政策をとっているようでございます。美祢市は1,200円、山口市、また柳井市は1,500円、あとは1,600円、1,700円と、そういったところの市が多いようでして、2,000円を超える市はほかにはございませんでした。

また、子宮頸がんのほうですけれども、防府市は、集団、個別検診ともに1,700円という御紹介が先ほどありました。トップではございませんが、たしか2番目だったと思います。大変高いということでございます。下関市は、集団、個別ともに500円という

大変低い設定で皆さんに喜ばれているようでございます。びっくりいたしました。集団、個別と分けて設定している市が多いんでございますが、山口市は集団が800円、個別が1,400円、宇部市は、集団が1,000円、個別が1,400円といったところが大体平均のようでございました。

この実態を知って、ちょっとショックだったわけです。防府市はどうしてこんなに高いんだろうか、そういった思いが正直ありました。部長さんはこの実態を御存知でしたでしょうか。また、どうしてこのように差が出てくるのかなと、そういうふうな素朴な質問を持ったわけなんですけれども、その点についてお答えください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 数字的なものは存じておりました。ただ、どうしてこう違うのかということになりますと、それぞれの市の事情があろうかと思っておりますので、今こういうふうな数字になっておるのだと思います。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 実情は知っていらっしゃったということでございますが、実情を知っていらっしゃった上で、我が市はこれでよいと、これでやるしかないと、そのような御決断だったということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど市長が答弁いたしましたとおり、今の数字を知っておりまして、心苦しいんでございますけれども、減額は難しい状況でございますことを改めて御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 知っていらっしゃった上でこれしかないということと言われたわけなんですけれども、予防に、また検診に、しっかり予算を組んで、取り組んで、市民の皆さんに健康でいていただくことをとるか、また、その後に膨らむ医療費に補正、補正をかけて対応をしていくのか、こういったところに市の姿勢があらわれるのではないかと、いうふうに思います。

私は、今後は女性の健康だけではありませんけれども、しっかりと市民の皆様の健康を考えて、予防に力を入れていく、そういった予算措置をとっていく。こういったことが大事なのではないかと思っております。

私は、何度も申し上げますが、女性だけの健康を願っているわけではありません。例えば、お母さんが検診に行けば、お父さんもちゃんと検診を受けてねとなりますし、我が娘にも検診の大切さを教えることもできます。我が家もそうですが、口うるさいお母さんが

家族の健康管理者は私、そのくらいの強い思いで、私もそうですけれども、日々頑張っているわけです。皆さん方の御家族のお母さんも御一緒じゃないかと思えます。まず、お母さんを、そしてまた女性を動かすことの影響は大変大きいと思えます。ここを押さえてほしいと思っているわけです。クーポン券の事業の継続も、乳がん、子宮頸がんの検診料の減額も、そういった意味では大切な施策ではないかと確信をしております。どうか前向きに御検討をよろしく願いをいたします。

子宮頸がんのワクチンの件でございますが、昨年秋に承認されたばかりとはいえ、諸外国からすると何十年もおくれているわけですから、すぐにでも手を打たなくてはならないと思えます。政府が手をこまねいているのであれば、自治体で先に取り組んでいく必要があると思えます。任意接種ということで、女性は難しいという御答弁でございましたが、実施に踏み切っている自治体は全国で今、増えてきております。

そういった意味では、防府市にとっても、道が開けないのかなというふうに思っております。大雑把な計算でございますが、中学校1年生女子が約500人といたします。その3割の子どもたちが接種するとします。お1人4万5,000円、大体700万円弱ぐらいになるのでしょうか。そういった金額で、この子たちの命を守る大切な予算になるのではないかと思います。県下ではまだどこも手を挙げておられません。先ほど御紹介いたしましたとおり、検診料では大きく出おけております。ぜひとも前向きなお取り組みをお願いしたいと思っております。

県立総合医療センターの産婦人科の上田一之先生が1月29日の市内の地方紙に寄稿されておりました。子宮頸がんワクチン接種ができるようになったことは革命的展開と呼ぶにふさわしいと称賛され、最後に、あなたは検診を、お嬢さんにはワクチンをと結ばれておりました。大事な命の連鎖という点からお母さんから娘へ、そして孫へとつながっていかなくてはならない約束事だなあというふうに思った次第でございます。

最後に、これまで私、いろいろなお話をさせていただきましたけれども、もう一度市長さんに御見解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） さっき壇上でも私の気持ちをお伝えしたのかなあと思っているところでございますが、任意の予防接種に対する公的な助成、補助というものが、乳幼児や小児も含め、そして女性を含め、まだまだ全く防府市はできていない。大変情けなく、恥ずかしく思っております。

一番最後に申し上げましたが、市長会等を通じまして、明らかに効果が上がっているというようなものを、いつまでも任意予防という形で任せてしまうのではなくて、国におい

て本当に国民の命と健康を守っていこうという基本的な考え方が、どこまであるのかということなどをもっと地方の声として、厳しく注文をつけていかななくてはならないであろうと、しかし、それを何ぼ強うやっても対応が鈍いのであるならば、いろいろな、節約すべきところはしっかり節約をまた考えながら、乳幼児のヒブワクチンにしましても、今の中学1年生の子宮頸がんワクチンにしましても、本市の施策というものをしっかり出していかななくてはいけない。そういう時代に突入してきていると私は痛感をいたしておりますので、これからの大きな大きな政策課題として考えさせていただきたいと思っております。お力添えをお願い申し上げたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひとも御英断をいただき、健康な先進市としてデビューしていただきたい、そのように思っている次第でございます。

この項はこれで終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、学校、家庭、地域の連携協力の推進について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） 学校、家庭、地域の連携協力の推進についての御質問にお答えいたします。

昨今、いじめ、不登校、暴力行為などに加えて、児童虐待や家庭の教育力の低下など、生徒指導上の問題は複雑化、多様化、深刻化してきております。こうした現状に対する本市の取り組みの一つといたしまして、平成11年度から、防府市生徒指導問題対策協議会を設置し、学校だけでは解決することが困難な生徒指導上の諸問題の解決に対応してきております。

具体的には個々の問題に適切に対応するために、学校、市教育委員会、市子育て支援課、児童相談所、民生委員児童委員協議会、防府警察署等の関係機関が連携しまして、サポートチームを編成し、問題の状況把握、支援方法の検討、役割分担を行い、組織的・計画的・継続的に問題解決に取り組んでおります。

しかしながら、児童・生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合い、解決の糸口がなかなか見つかりにくい事例もあります。

こうした現状を踏まえ、文部科学省では平成20年度から、スクールソーシャルワーカー活用事業を推進しているところです。この事業は、教育分野に関する知識だけでなく、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、生徒指導上の困難な問題を解決していこうとするものでございます。

スクールソーシャルワーカーは、個々の事例の背景にあります家庭の問題の改善に向けて、学校、教育委員会、関係機関の連携をより一層強化するためのコーディネーター的存在です。また保護者に関係機関からの支援を直接紹介したり、保護者が抱えている問題について助言したりする場合もあります。

山口県においては、やまぐち総合教育支援センターに1名のスクールソーシャルワーカーが配置されております。防府市教育委員会でもスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、サポートチームの一員として助言をいただくとともに、保護者を含む関係者や家庭をとりまく関係機関に直接働きかけをしていただいたことで、問題解決につながったケースもあり、今後もスクールソーシャルワーカーを活用する事例は増えていくことが予想されます。

議員、御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーの必要性については、防府市教育委員会といたしましても十分認識しております。しかし、我が国ではスクールソーシャルワーカー導入の歴史が浅く、その有効性の社会的認知度が低いこともありまして、これまでスクールソーシャルワーカーの配置があまりなされていないのが現状です。一方で、対応すべき事例に対してのスクールソーシャルワーカーの数が不足していることも事実でございます。そこで各市町への配置も含め、スクールソーシャルワーカーの増員を山口県教育委員会に要望してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーについては、市の教育委員会としても大変必要性を認識されているという御答弁でございました。しっかり県のほうにも要望していただき、大変な環境の中でつらい思いをしている子どもたちに温かい手を差し伸べてあげてほしいなというふうに思います。

九州は、全国同時スタートのこの事業ですけれども、既に管区ごとにもう配置されておりまして、協議会などを立ち上げておられる県が大変多いことがわかりました。山口県は現在1人ということで、まだまだこれからだなというふうに思っております。

今回、この問題を取り上げましたのは、数例、大変な環境の中でつらい思いをしながらけなげに頑張っている子どもたちに出会ったことがきっかけでございます。御両親が身体障害者なのですが、兄弟で助け合ってお母さんの手伝いをし、学校へ通っている子どもたち、また精神障害を持つお母さんのことが心配で学校に行けず、幼い弟たちの面倒を見ている女の子にも出会いました。また父子家庭のある兄弟ですが、頼りのお父さんが病死をされました。大変な問題を抱えて兄弟だけの生活が始まったわけでございます。お父さんの家庭内暴力で近所に駆け込んだ女の子もおりました。学校や教育委員会だけでは対応で

きない、また福祉の係だけでも対応できない、また地域だけでも対応できない、そういった事案が実際にあるわけでございます。また、最近ではテレビ等で、児童虐待の大変痛ましいニュースが何度も流れました。背景にはさまざまな問題があるだろうなということを思います。

S S Wは子どもに影響を及ぼしている環境の改善に向けて、児童相談所、また保健医療機関、また場合によっては、警察や家裁、そういった箇所と連携をしっかりとっていただきながら、家庭と学校と地域との支援ネットワークを築く福祉の専門家であるということでございます。

この件に関しては再質問はございませんけれども、しっかりこの認識を深めていただき、今後、必要になってくると思いますので、しっかり県のほうにも要望をしていただきたいことをお願いをして、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次に、交通弱者の安全対策について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、まず、1点目の横断歩道や区画線などの路面表示が消えかかっている箇所の点検と整備が早急に必要なのはとの御質問についてお答えいたします。

まず、点検についてでございますが、これまでも定期的な道路パトロール等を行い、道路の不具合や、消えかかっている路面表示の発見に努めておりますが、やはり、地域住民の方からの情報提供によるところが大きいのが現状です。

次に、消えかかっている横断歩道の整備につきましては、随時公安委員会に連絡し、整備をお願いしているところです。また、市道上の区画線等につきましては、道路管理者である市が、毎年、補修を行っているところでございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2点目の小学校周辺だけでなく、狭隘で交通量の多い箇所にもカラー舗装を拡充することについて、お答えいたします。

高砂議員さんの御提案によりまして、これまで、小学校周辺における安心・安全対策といたしまして、小学校からおおむね500メートル以内の通学路のうち、歩道が整備されていない市道路側帯のカラー舗装を実施してまいりました。今後も引き続き、学校や地元自治会及び安全見守り隊の方々の御意見を参考にしながら、必要性の高い区間について、カラー舗装を実施してまいります。

また、議員、御質問の、小学校通学路以外の、狭隘で交通量の多い箇所へのカラー舗装の拡充につきましては、市といたしましてもその必要性を感じているところですので、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。一昨日、大変な雪の日に、佐波小学校近くのカラー舗装化されている路側帯を傘をさしてたくさん子どもたちが、一列に並んで登校しているところを見かけました。往来の車が大変多い時間帯でございました。子どもたちの安全を遠くからでございましたけれども、願った次第でございます。

カラー舗装は小学校周辺ということで、子どもたちにも喜んでいただいておりますし、その路側帯を通られる高齢者の皆さんや障害者の皆さん、また車を運転される方々からも、視認性が高まって、気をつけるようになったとの声を聞いておりまして、大変有効な施策であると、本当に私も提案者の一人として喜んでいただいております。

それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。小学校通学路のカラー舗装化に対して、新年度予算に第2期の工事計画の予定があるということで、市民の皆様にも大変喜ばれると思います。壇上で申し上げましたとおり、カラー舗装化の基本的な解釈を拡大をしていただきたいというのが今回のお願いでございます。

1つの案としては、中学校の周辺にも目を向けていただけないかということでございます。例えば、華陽中学校、周辺には郵便局、また介護施設併設の医療機関、幼稚園もございます。狭隘な上に交通量も多い、信号のつけられない変則的な交差点があつた付近にあるわけでございます。

あるお母さんがおっしゃってたわけですがけれども、朝の立哨に立つと、小学校の通学路にもなっておりますので立哨に立たれると、本当に命がけで子どもたちを守るようなこともありますと、そういったことをおっしゃってございました。そういったところにも、中関小学校の前の変則5差路にも、カラー舗装化の交差点にさせていただきましたけれども、そういったことが施工できないものか、そういうふうにした次第でございます。もちろん華陽中周辺の路側帯にもカラー舗装化がされれば、大変皆様にも喜ばれるのではないかと、いうふうにしたわけでございます。

市内に目を向けまして、牟礼中学校や大道中学校周辺にも介護施設や医療機関もあります。大変高齢者の多い地域もあるわけでございます。そういったところにも目を向けていただいて、中学校周辺にもという御提案させていただきたいと思っております。

山口市の場合はグリーンベルトという発想で、狭隘で危険と判断をしたら、1本の緑色の線を道路端に引くという、防府市のような丁寧な施工ではないんですけれども、緑色の線がずっと狭い道路に引いてある箇所を私も何度も通ったことがございます。

そういったように、今、市のほうで決めていらっしゃる基本的な解釈を少し拡大をしていただいて、危ないな、また、この場所は自治体からも、また、先ほど御説明がありましたけれども、見守り隊の方からも要望があるな、そういったところにはしっかりとこのカラー舗装化を進めていただきたい、そのように思っているわけです。この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） このカラー舗装の現在行っておるところが、小学校周辺の通学路につきまして実施してきたわけでございます。これにつきまして、また中学校周辺や危険な交差点について拡大してはということでございます。

確かに、先ほどの答弁でも申しましたように、この必要性は市としても非常に感じております。現在、特に、またカラー舗装の小学校周辺の中に、まだまだ十分でないというところの御意見も伺っております。

これにつきまして、新しく取り組んでいきたいと、まずはそちらのほうからやらせていただきたいと。それからまた、今、中学校周辺や危険な交差点とのカラー化につきましては、先ほど申しましたように、市の課題として、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ぜひともよろしく願いをいたします。先ほど御紹介をいたしましたように、高齢者の方の施設もある。また小学校、また中学校にもというふうに私は思っているわけですがけれども、子どもたちの通学路にもなっている、そういったことで、道路課だけにこのことを、常にお願いでいくということも限界があるのではないかとというふうな考えも持っております。

そこで教育委員会の皆様にも、このカラー舗装化についてどのように認識していらっしゃるのか、どういうふうに思っているのか、それをちょっとお聞きしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 通学路のカラー舗装につきましては、学校や保護者の方から大変よい評価をいただいているところでございます。教育委員会といたしましても、カラー舗装は児童の通学時安全面から大変有効であると考えております。

また学校からもカラー舗装を拡大してほしいとの要望も出ております。したがって、教育委員会といたしましては、学校と協議を行い、カラー舗装が必要な箇所について取り

まとめまして、計画的に実施していただけるように、道路課等にお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひともそのように連携をとっていただきたいというふうに思います。

また、交通弱者の交通安全対策ということでの施行でございます。突然でございますけれども、生活環境部長にもお考えをお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） 交通弱者ということで、どういうふうに考えるかということでございますけれども、道路と横断歩道、交差点等につきましては、非常に区分けといいますか、どういうふうな、わかりづらい点が多々あろうかと思えます。昨年、非常に高齢者の交通事故が防府の場合増えておりまして、非常に憂慮しているところでございます。そのあたり、歩道のない道路につきましては、歩道部分を識別化するという事は、現状でのスクールゾーンに対するカラー舗装化を見れば、効果があるということは明らかでございます。

交通弱者である高齢者、それから子どもたちにとって、歩道部分がはっきりするという事で、安心感といいますか、そういうものがございましてしょうし、それから、自動車、バイク、自転車等で、運転される方にとっても、車道、歩道部分がはっきりと区別されて、また近くに学校、それから高齢者等の施設があるということに注意を促す意味でも非常に有効であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員。

○4番（高砂 朋子君） 有効であると御認識をいただいているということで、私は道路課だけで施行していくということにはやはり限界があると思えます。限界があるというのは、技術的にということはもちろんありませんけれども、全庁的に、また総合的に安全対策のために何が必要かということの中に、カラー舗装をどういうふうに据えていくか、こういった観点が必要なのではないかと思っているわけでございます。

ぜひとも、先ほど教育次長のほうも言われましたけれども、道路課と協議してとおっしゃってくださいました。教育委員会も、また、生活の安全の面からも、全庁的に御協力していただきながら、交通弱者の安全対策として、しっかり取り組んでいただきたい、このこと要望しておきたいと思っております。

また、横断歩道の消えかかっているところは、早急に点検をしていただきたいと思います。御理解、御協力をお願いしたいと私に言われましたけれども、なんでしたら私が全部市内を回って、危ない交差点、また横断歩道の写真を撮ってお出ししてもいいわけです。そのくらいの思いで私はおります。本当に、横断歩道が明示化されていないということは、交通弱者にとっては本当に危ないわけです。ここが安全だと思って通るところですから、消えかかっているところ、全くないところもあります。また、あったらいいなというところもあります。そういった意味ではしっかり点検をしていただいて、施工を早くしていただきたいと思います。公安のほうとも連携をとっていただきたいと思います。

最近ですけれども、大道にも遠ヶ崎というところに大変な事故がありましたので、横断歩道が1つつきました。横断歩道の上に太陽光の発電の小さな装置がつきまして、夜は明るく横断歩道が照らされます。またサティさんの前、山口銀行さんと西京銀行さんの間にある道路で、ございますけれども、そこも大変な事故があったということで、同じようなシステムで夜になると横断歩道が明るく照らされる、そういった施工もしてくださったようでございます。これは公安のほうからされたんだと思うんですけれども、そういった意味では横断歩道、夜でも昼でも明るくして、皆さんに明示していただいて、わかりやすい横断歩道をつくっていく。これは最低限の私どもの責任ではないかと思っております。ぜひともその辺はよろしくをお願いをしたいと思います。

ある市民の方がおっしゃっていました。そういった事例を聞かれてのことだと思うんですがけれども、だれかが死なんとやってくれんのかねと、そういうふうなつらいお言葉も聞きました。どなたかが亡くなられてから施工する、そういった遅い対応ではなくて、事前に点検をして、事前に施工をしていく、安全対策をとっていく、このことが必要なのではないかと思っております。どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、4番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、三原議員。

〔13番 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） おはようございます。民意クラブの三原でございます。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、豪雨災害の復興と対策についてでございます。昨年7月21日に防府市を襲い、死者や家屋全壊など、甚大な被害をもたらした豪雨災害から、はや8カ月となりました。そのつめ跡は今なお各所に残っており、1日も早い復興が望まれています。その

現状と見通しについてお尋ねいたします。

また市長はことしを防災元年として位置づけ、安全・安心なまち防府の創造を掲げていますが、具体的にどのような防災の取り組み、対策を行われるのかお聞かせください。

2点目は、防府市の競輪事業の現況と今後の運営についてお尋ねいたします。

長引く不況とライフスタイルの変化などに伴い、大半の公営競技は厳しい経営状況下にあります。防府市の競輪事業の現況はどうなっているのか、また今後の運営についてどのように取り組むのかお尋ねいたします。

内気な民意クラブの3人の1人の三原でございます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは豪雨災害の復興と対策についての御質問にお答えいたします。

まず最初の豪雨災害の復興の現況と見通しについての御質問でございますが、現時点での公共施設などの復興状況を申し上げますと、市営大光寺原霊園につきましては、霊園内に堆積した土砂の撤去は既に完了いたしておりますが、墓石などの復旧作業等が残っておりまして、事業費ベースでの復旧の進捗率は66%となっております。

次に、河川につきましては、災害直後の応急復旧工事はすべて工事が完了しております。また、復旧事業は51カ所で、補助対象工事28カ所のうち24カ所については既に工事発注を済ませておりまして、残りの4カ所及び小規模災害工事23カ所につきましては、平成22年度に発注することにしておりまして、すべて平成22年度内に完了する予定でございます。

市道につきましては、災害直後の応急復旧工事は既に完了いたしております。現在は本復旧の工事を行っておりまして、補助対象箇所は34カ所で、そのうち平成21年度実施しておりますのが17カ所、6月末までには完了する見込みでございます。残る17カ所につきましては、平成22年度において早急に復旧工事を実施する予定でございます。

農業関係におきましては、農地では、補助事業対象が37か所ありまして、そのうち平成21年度の発注見込みは25カ所で、うち年度内に完了する見込みが2カ所、残る12カ所は平成22年度に発注することとしておりまして、すべて平成22年度内に完了する予定でございます。

農業用施設の56カ所につきましては、平成21年度の発注見込みは25カ所で、平成22年度に発注することにしております31カ所は、すべて平成22年度内に完了する予定

でございます。

林道、治山関係につきましては、平成21年度に林道3路線5カ所、小規模治山事業2カ所、林地崩壊防止事業1カ所で、早期の復旧を目指し、着手いたしているところでございます。平成22年度につきましては、小規模治山事業3カ所、林地崩壊防止事業1カ所につきましては、事業実施を予定しているところでございます。

最後に、文化財につきましては、崩壊しました毛利氏庭園の表門と阿弥陀寺の湯屋について、いずれも平成21年度中に工事が完了することとなっております。

今後も、被災された市民の皆様方が、一日も早くもとの生活に戻れますよう引き続き御支援してまいりますとともに、復旧と復興に全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次の御質問の具体的にどのような防災への取り組みと対策を行っていくかについてでございます。

御案内のとおり、昨年の豪雨災害を教訓といたしまして、本年を防災元年として、市といたしましては、まず防災体制の一層の強化を図るため、本年4月から防災危機管理課に防災危機管理専門員を配置するとともに、市民の皆様の方の防災意識を高めるため、防災訓練、研修会等を実施し、あわせて自主防災組織率の向上に努めてまいります。

また、市民の皆様一人ひとりが各種災害に備えていただくため、平成21年度に作成しております土砂災害ハザードマップ及び柳川、馬刀川ハザードマップについては、年度内にお配りすることとしておりまして、平成22年度作成することにしております佐波川洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップと防災に関する手引きなどを収納できる「防災ファイル」を各御家庭に配布することにいたしております。

次に、情報伝達機能の充実といたしまして、災害時、同報系防災行政無線の屋外拡声子局からのサイレン等が聞きづらいということから、屋外拡声子局の増設やスピーカーの設備の改良を行ってまいります。

また、この同報系防災行政無線を補完するものとして、正確な防災情報をお伝えできるようFMわっしょい及び山口ケーブルビジョンを利用した緊急告知ラジオを配布いたすことにしております。

緊急告知ラジオの配布につきましては、平成22年度から平成24年度までの3カ年といたしまして、平成22年度は市内の災害時要援護者関連施設と、豪雨災害で被害が甚大でありました右田、小野地域及び平成11年に高潮による浸水被害のありました勝間地域を対象とさせていただきます。

また、費用につきましては、要援護者関連施設と要援護者世帯の方は無料で配布し、希

望される一般世帯の方はラジオ本体価格の半額程度を補助させていただくことといたしております。

加えて、災害時の情報伝達を迅速かつ的確に、市民に皆様へお伝えするものとしたしまして、防府市ホームページで気象情報や雨量、河川水位などを集約した情報を提供することやケーブルテレビによるデジタル放送化に対応した情報提供、また防府市メールサービス登録者への気象情報等の自動配信等、情報伝達体制の整備・拡充を図り、安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、競輪局長に答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。たくさんありますけど、今回は中身のほうを少し質問させていただきます。

それで、先ほどの復旧の現状の中で、農地というのが出ました。市で、農地と農業用施設の復旧ということで、独自支援として、今回、国補助の40万円以上に該当しなかった40万円未満の被災地、農地、農業施設の補助事業を行うとしておりますが、既にもう申請等が出ていると思いますが、どのぐらいの件数が来ておりますか、ちょっとお知らせください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） それではお答えいたします。

申請件数につきましては、今のところ190件というふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） そこで、この支援事業につきまして、一度、1月に支援内容が示されましたよね。そしてまた今月、3月8日付で事業内容の補助対象を拡大しましたという変更の文書が配布されましたが、これはどういう理由で変更になったのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

先般来、確かに、第1回目が1月26日、2回目が3月8日ということですが、当初13万円以上40万円未満、そういった小災害の対応について、現状では、あの災害の状況の中では対応しきれないということから、市民の方々からいろいろな御要望、御意見等いただく中で、そういった要求、要望の強いものについてどのような対応ができるかとい

うことで、当初は13万円以上40万円未満といったものを何らかの救済措置ができないかということで、あのような第1回目の支援策を発表いたしました。

それをやる中でさらにいろいろなまた市民の方からの要望、お申し込みということで、既にやられた方、さらには13万円未満の、いわゆるそういったものがある中で、農地の災害については、このたびあのような大災害のもとでの、農家の方に大変御迷惑をおかけしたというようなことから、そういったものまでも何とか手を差し伸べることができないかということで、協議の結果、そこまで拡大をしてこのたび対応するということにいたしました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それで、13万円未満の方も拡大したということ、そして既にもう自力復興している方も対象にしたということですが、その自力復興については一律3万円となっておりますが、例えば、私が聞くところによると自力復興に当たって、ユンボやトラックなど、そういう機器を借用したという話も聞いております。その中で、例えば、一律3万円以上、例えば、リース料が5万円とか、6万円とかなった場合にも3万円ということで対応されるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

自力復興の場合は、今、議員おっしゃられたように、3万円のいわゆる助成制度ということでございますが、いろいろな形での復旧の方法があろうかというふうに思っておりますが、その方は業者の方からリースと申しますか、そういう機械を借りてやられたわけでございますので、それらについても対象とすべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 何か、二転、三転、四転、どんどんどんどん、何か支援策等が変わっていくように私は見受けられます。それで、先ほど言われました小規模災害で国の補助が受けられる部分があったと、しかし、これは対応ができなかったと言われましたが、具体的に、どうして対応ができなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 対応ができなかったというその理由でございますが、実は議員も御承知かと思いますが、あれだけの大災害でございました。その中で、たしか私の記憶では、災害対策本部を設置してから、本部に入った情報は2,800件、約3,

000件に近いものが入っておりました。これは受信票で確認をしておるんですが、その中で、農業農村課の関係の分が約500件程度ございまして、さらには、直接、農業農村課の電話の問い合わせ、また要請等が150件から170件程度あったように聞いております。そういった中で、まずは被害の一番大きなもの、いわゆる補助債の対象となる40万円以上のもの、それらを救うことが最優先であるというふうに考えました。

そういった中で、小災害事業というものも当然熟知はしておりましたが、小災害事業の、いわゆる起債対象となる申請をするためには、今の補助債とほぼ同様の作業日程、工程がかかります。と申しますのも、補助債のほうは災害の査定という国の制度がございまして、その査定を受けるようになっておりますが、今の小災害につきましても、査定がないだけで、あとすべて現場に行きまして現地を確認し、写真も撮り、測量もし、設計書まで組むという作業があるという中では、あれだけの災害の、先ほど来言っております件数までも対応することは不可能であるというふうな判断のもとで、今の小災害の起債事業につきましても、断念をいたしましたということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 要するに、人手が足らなかったと、人手が不足していたという点で、またこのことには後、触れますけど。それで、今約190件ということで申請が出てる。これをさらに対象の枠を広げられたわけですから、まだ件数が増えると予測されますが、これの先ほど申されました国の査定ではなく、市がやるに当たっても、現地確認、測量、カメラで写真を撮る、そして設計書をつくる、実施設計を行う、そして発注するというものでありましたけど、これ、今で190件でありますけど、さらに増えるということ考えたときに、これは対応はどうでしょう。できますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 今の現行の中で足りないというふうに判断をいたしましたら、他課からの応援等の要請も行う予定にしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） その応援はいいんですけど、先ほど言われました、じゃあすべて現課のほうで、今言った手順でやられるわけですね。現地に行き、測量をし、写真を撮り、そして設計書をつくり等の、通常どおりの方式でなさるといふことでよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 少し説明不足だったかも知れませんが、今、支援策の中で、例えば、業者発注等、やられたものもございまして、それで既にやられた方、いわゆる40万円未満の方等につきましては、業者の方の見積もり、そういったものを出していただいて、それをうちの職員のほうでチェックをしていく中で、金額等も決めていきたいというふうに思っています。若干説明不足で申しわけありません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 業者に見積もりを出してもって、こちらでチェックすることは、今言った最初の現地確認をすべての確に、正確にやられているということでチェックができるはずですけど、それをやられるということなんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 確認作業というものは必ず行います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 私が言ってるのはきっちり正確にやられるかどうか、それとも簡易的にやられるのかということなんです。これだけの件数があれば、なかなか人手がもう足りないというのはだれもわかります。それを責めているわけじゃありません。きっちりできるのかどうかというのを聞いてるんです。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 舌足らずな答弁で申しわけありません。できるだけ簡易な方向で、早くできる方法を今、検討をして、そのような方法でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 要するに、従来の正規なものじゃなくて簡易的にやるということで、私は大変これは疑問を感じております。何か人が足りない、当然、災害だからと片づければそれまでかもしれません。必要量以上がきたというのかもしれませんが。

しかし、その必要量以上がきた反面で、必要量の職員も減らされているというような感じを受けてなりません。結果的には、例えば、本当は国からの農地、74%ですか、農業用施設80%ですか、それを受けられるのが受けられなかったと。何か私の感想では行政改革の効果、効果ということで、何か、金、金、金というのが優先して、何か大事なものがそこに私は大変欠けてきているというように思っております。何か本当に、やはり公金ですから、税金ですから、血税ですから、やはりきちんとした正規のルールで、正規の方

法で、私はちゃんと発注するなりするのが正しいやり方だと思っております。

そこでもう一つ、次に、大規模災害の農地、ため池の発注で、現在、今、15件の災害復旧工事を発注するという事で募集をしておりますが、ちょっとこの発注ということで、少し原点的なことを、初歩的なことをお尋ねしたいんですが、先日も同僚議員が地元企業への公共事業の優先発注ということで、市建設工事等請負業者選定事務要綱の選定方法についてということでお尋ねされましたが、そのところをもう一度教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 公共工事等の業者選定についてというお尋ねだろうと思いますが、防府市の建設工事等の請負業者選定事務要綱、これに基づきまして、入札参加資格の認定を受けております業者の中から、工事の種類とか、規模とか、そういうものごとに業者選定を行っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 認定を受けている業者の中から種類、規模に応じて発注していると、一般に言われるA、B、C、Dランクという格付けと申しますか、そういうもので成り立っているということですが、ちょっともう一点お尋ねしますが、そのランク付けと申しますか、これは何を基準として決めているのかちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） ランク付けは、設計金額によりランク付けをしております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 言ってるのはちょっと違うんですけど、そのA、B、C、Dにランクをされるこの業者はBです、この業者はAですというランクをするのはどういう基準でやっているのかということなんです。今、室長が答えられたのは、工事によって金額によって、ランクで、このランクならランクと言われて、私が聞いているのは違うんです。そのランクを決めるのはどういう基準でやっているかと聞いてるんです。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 業者の登録を受けるときの経営審査、そういうものでランク付けをしております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君）　そうですね。建設業法に定めている経営事項審査と、通称経審という部分でそれをやって、もうずっとこれを続けてきていらっしゃるわけですけど、先ほど言いましたこの15件の災害復旧工事で、当初はきちんと今までのルールに従ってランク付けの発注ということは要件になっておりましたが、また再度、このランク付けを外して、等級、格付けは問わないという変更がされましたが、私はこれは大変異例のことであり、前代未聞とも思うような対応だと思うんですが、これはどういうことでこのランクを外されたのか教えてください。

○議長（行重 延昭君）　入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君）　予定価格によるランク分けを無視して発注しておるということでございますが、今回、対象となります農地のため池、農地、その工事につきましては、災害で発生した土砂の取り除きということが主な内容でございます。

それで、この災害で発生しました土砂、これにつきましては、廃掃法で一般廃棄物というように指定をされております。それで、これ取り除くには廃掃法、これをきちっと守って施工する必要がございます、まず一つには。

それから、災害復旧、これほどの災害復旧でも同じでございますが、早期に発注して早期に完成させるということが一つはございます。それから、次に市内の建設業者につきましては、災害発生直後の応急復旧工事、それから、その後の災害復旧工事等で、現在、非常に手狭で、非常に厳しいものがあると聞いております。

そういうものを考えた中で、今回、発注します、発注募集をかけております工事の内容につきましては、通常の建設工事で行います構造物を建設するというものではなくて、主に土工、排土でございますので、市の土木の土木一式工事登録業者で、土工の経験がある業者であれば施工が可能と判断をいたしまして、今回の対象工事15件についてのみ、今回のこれまでのルールを外して発注をするということについて、市の共同入札審査会に諮りまして決定をいたしましたところでございます。

○議長（行重 延昭君）　13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君）　廃掃法のこととはまた後、お尋ねしますが、構造物を建設するんじゃないからどうでもいいと、だれでもできるというふうに私は今聞こえたんですけど、どんな工事であろうが市の公共工事というのはきちんとした、対応できる業者がやるべきである。そしてもう一つ、大変これは不思議に思うんですが、市内の建設業者と申しますか、建設土木業者の方々は復興工事で、もう、非常に不足しているということも挙げられましたが、どのように考えても私には理解できないことがあるんですが、不足しているのに、ランクを外したら不足が解消できるという論理、例えば10社いらっしゃる、10社

のランクを外したら10社が増えるという考え方なんですか。どうなんですか、そのところ。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 市内の登録業者、ランク別にいきますと、登録業者がAクラス16社、A、B、C、Dで全体で106社おります。ですから、先ほど申しましたのは、どういう業者でもいいよ、構造物をつくるんでないんじゃないかと、なんでもいいよという意味ではございません。土工、排土、これは一番難しいところではございますが、そういう経験がある土木の登録業者であればできるのではなかろうかという判断でございます。

○13番（三原 昭治君） それともう一つ、全体数が決まっているのに、外したら、どうして対応できるのかと。

○入札検査室長（安田 節夫君） 発注する件数の中には、例えばルールでいきますと、Aクラスは3,000万円以上はAクラス、1,000万円以上はBクラスよと、そういう中で発注件数がAクラスの3,000万円以上というのが何件あったか、ちょっと記憶にないんですが、五、六件ぐらいあったと思います。それを16社で対応するよりか、全体15本を106社で対応できるのであれば対応していただきたいというように考えたものでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それではランクが上の人たちに優遇的に発注したということになるんですか、今の答弁では。ということでもいいんですか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） いえ、優遇したというのではなしに、先ほど申しましたように、とにかく非常に厳しいという状況を協会のほうからも聞いておりますし、早く復旧をしなければならないということもあります。そういう中で選択したものでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 協会のほうからそういうふう聞いてみると。協会も今、現時点では、有名無形というた言葉は、語弊があるかもしれませんが、ほとんど協会の方というのは余りいらっしやらないと聞いております。あってもそんなに活動もされてない。現に、もう協会の建物自体も売却されて、今、違うところで借り上げ事務をとっていらっしやるという状況でございます。

そして、早くやらなければいけないというのは、これはよくわかります。だけど大変お

かしな話で、私は先ほど上位クラスの方の優遇措置ですかと言ったけど、C、Dの方は、例えばこの中に1億円を超える仕事もありますが、それをとれますか。そして、とれて、責任を持ってできますか。先ほど廃掃法と言われましたが、廃掃法の中に受託業者はみずからの手で行わなければいけないと、再委託はいけない。つまりほかの人に、業者に出してはいけない、そして人を雇ってはいけないと、全部自分とこでやりなさいということが可能かどうか、ちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 我々はAクラスであろうと、Bクラスであろうと可能というふうに判断をしました。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） どのように、私は、可能だと判断されたというのか、よく理解できません。例えば、先ほどの経審の話もありますが、いろんな資本力やら業績、すべて加味して、適正な仕事、適正な受注、発注ということですと行われてきた問題であります。それを例えば、申しわけない、言葉は悪いかもしれませんが。下のランクの方が億という仕事をとられて、一番大事な、今、一番、業界の中でいろんな話を聞くんですが、資金繰りなんですよ。もし資金繰りがつかず途中で、今、前渡金は出ますが、中間金が出ませんよね。その中で、途中で私のところはできんようになったと言われたら、これはどういうふうになるのでしょうか。

それと、もう一つ、今のが1点、もう一つ、先ほど廃掃法の話をしましたけど、すべてみずからの業者でやらなければいけないという決まりがあります。その中で例えばC、Dの方がAの仕事をとってすべて対応できますか、そしてそれが対応できているというチェックをつきっきりでやられますか。これはチェックはどのような体制でやられますか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 現場でのチェックについては、発注課の方で担当してやっていただかなければならないと思いますが、法にのっとった、きちんとした雇用がされておる方が、現場で仕事をしておられるか、ほかの人が入っておられないか、ちゃんと契約された機械がきちんと入っておるか、そういうものは現場のほうでチェックをしていただくということになります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今、室長が答えるんじゃないかと、現場の方が答えたほうが、どのようにするかというのを現場の方にお聞きしたいんですが、現場はどちらになりますか。

でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 先ほど入札検査室長が申したように、職員のほうで当然、業務開始からそのようなチェックをしてまいります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これもさっきから話が出ますが、職員が足りない。到底無理でしょう、と私は思います。

それともう一つ、ランク付けを外したほかにもう一つあります。最初は共同企業体でもいいですよと、私はこれはかなり納得ができる対応だなと思いました。やはり人が足りない、業者が足りない、みずからの手でやらなければいけないという規制の中で、足りないなら1社でできないから2社でやりましょう、3社で組みましょと、僕はこれはいい提案だなと思ったのが、これが今度また外れております。これを撤回した理由は何ですか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 先ほど来から、ランクを外して発注を行ったという理由と、それに、その前に、共同企業体で発注を試みました。これは確かに発注をいたしました。といいますのも、廃掃法の中で、廃棄物についてはみずからがやらなければならないということで、今現在の業者でみずからやるということは、非常に困難だなということで、何社かが集まって企業体をつくって1つの工事をやっていただければ、人材とか、使用機器等で確保できるんじゃないかということで、法がクリアできるんじゃないかということで、発注を試みましたが、共同企業体そのもの、何社かの業者の集まりであると、1つの会社ではないというような判断もされる中で、みずから行うという項目に問題があるではないかというような意見があちこちから出てまいりましたので、調査をいたしまして取りやめたものでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） さっきものすごくおかしかった。廃掃法の中から、みずから行うことは非常に困難だということからまずのけたと、反対でしょうが。みずからやるのが困難だから固まってやったらできる。足し算と一緒に、私の頭がおかしいんかわかりませんが、普通考えたら、1社でできないから2社で組んだらできると、3社でできるというのがあります。

それと共同企業体は1つの会社ではないと。体育館なんかどうなんですか。体育館は共同企業体でやっておりますね、1つの会社じゃありません。別にこれは違法も何もありません。

せんよ、私は調べましたけど。違法とするなら、廃掃法のどこに違法するかということをお尋ねしたいんですけど、これは私は違法じゃないと思いますが、なじまないということなんですか。どうなんですか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） はっきり違法という言葉はちょっと問題あるかと思いますが、なじまないというふうになるかと思いますが。JVを組む中で、それぞれの出資率とかそういうものもありますんで、その構成員でやると、出資率との関係もいろいろ問題があるというふうに聞いておりますんで、その辺からなじまないというふうに判断したものでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） どこで聞かれたのかわかりません。私は業者の方に回って聞いてきました。いいねえ、共同企業体だったらやりやすいねと、これだったら私たちもできるよと、Cランクの人もDランクの人もそう言っていたらいいなと思いました。みんなで組もうと、仕事がちゃんとみずからの手でできるよと。どこでどのように調査をされたというのは、私は、先ほどから協会、協会という話が出ますが、先ほど申しましたように、どうも何かそこんところ、私には腑に落ちません。

それともう一点、入札の募集に当たって、説明会を開かれましたね、説明会を。農村課、クリーンセンター、そして入札検査室の3者の方が業者に対して説明会をされましたが、これは登録業者の全社に対して説明会をされたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 説明会をさせていただきました。今回、通常の入札方法と違いますので、その中身について、山口県の建設業協会防府支部を通じまして会員の方を集めていただいて、説明会をさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これは本当言うたらすごくおかしい話なんですよね。公正、公平と言われる、市長も特にと言われるんですけど、会員の方だけを優遇して、説明をして、会員でない方は呼ばないと、市長、これ、どうですか、どう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は役割上、この入札のそういう検査室、あるいは入札に関する事柄には、直接、私、タッチしておりませんので、詳しい事情はよくわからないんですけど、今のやりとりを聞いている限りにおいては、議員のおっしゃるのはもっともな点ではないかなと、そのように感じております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 次、まだありますので、そろそろあれしないと、室長も今回で退職されるので、あんまりやると、目が私のほうをにらんでおります。ただ、この、今回の、今いろんな話をしました。この災害が起きてから復旧・復興について、いろいろ私なりに考えてみました。大変最初から大きな間違いを起こしております。根本的な間違いを起こしております。それは何か、特例です。やはり大光寺原にしても、条例というものをちゃんと定めたんだから、条例に従ってちゃんとやる。まずそこです。農地についても決められたことをちゃんとやる。それ以上は広げない。

今回の入札方法にしても、業界の、例えば生き物にしても生態系というのがあります。これがちゃんと守れてるからみんな生きていかれるんですよ。業界だってこれをずっと、きちんと、よしとして、建設業法にものをもって、ちゃんと経審を受けて、それに基づいて行政もランク付けをして、ランク付けは行政がするんですよ。きちんと体系ができて、これでみんな円滑にやってきたんですよ。

それを今、ことごとくおかしくなっているのは、みんな特例とか、何か、思惑があるかわかりませんが、いろんなことが加味されて、その形を崩したからおかしくなっているんです。やはりどんなことが起きても1つに決まったことはちゃんと守る。貫く、ね、市長、そういう姿勢が本当は大事なんでしょう。きちんとそういうところを、あなたはリーダーですから、リーダーがみずから示して、決めたことはちゃんとやると、そして条例がもし不備があれば、次の段階でまた考えて変えようじゃないかと、これなら全くおかしくありませんよ。

だけどやはり刑法だってそうでしょ。犯人を捕まえてきた、これは特例の理由だから刑法をここで変えようと、そんなばかげた話はないでしょう。おかしい、刑法になかなか当てはまらんけど、現行に従うのがこれはルールというやつです。きちんとそういうところを守っていただきたい。私はこの入札については絶対許すことはできません。ということ伝えて次の質問に入ります。

次ですけど、検証委員会のことに少し触れたかったんですけど、これは私は余り重視しておりません。というのは、検証委員会の中の、先般質問もありましたけど、被災、死亡者を出した自治会長さんも出ておられない。現場で怒鳴られ、叱られ、一生懸命対応した職員さんも委員で出ていない。そして避難所の開設といいながら、避難所で何日も何日も大変な苦勞して送られた方々の代表者も出ていない。単なる、私はこれは内部の反省会だという認識でありますので、特段これをとやかく言うつもりはありません。内部の反省は内部の反省で、ああいう、大げさにしないで、自分たちだけで反省会をやって、だれか専

門の方1人を依頼して、チェックしてもらえれば十分できることじゃないかということで、12月議会での答弁について、ちょっとおさらいをさせていただきます。

ということで、私は真の防災という意味から、特に前兆現象ということを取り上げました。前兆現象ということで、検証委員会はいいから、とにかく地元に行って、きちんと検証し、当日の前兆はどうだったのか、前日はどうだったのかと、これが一番の、一番というか、真の防災の一つとして大変重要な部分だと思います。

先ほども何かありましたね。防災に関する手引きと、防災に関する手引きなのか、事故に対する手引きなのか、発生時の手引きなのか、私はよくわかりません。でも名称からみれば防災ですから、防災に関する手引きでありますので、恐らくもうこういうことは当然開催されて、いろんな、そのときの前兆現象をお聞きとしますので、その結果を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 確かにそういった、12月に御意見いただいたということで、私もそういったことは調査をしたいということでお答えをしたいというふうに記憶いたしております。

ただ、その前兆とか、それはいわゆる原因と、発生原因、それにつながるということだろうと思うんですが、今回は特に次の対応がありますので、対応策を先にとということで、今、検証委員会ではやっておるんですが、今、議員おっしゃるように、その原因まで追究するのが一番といいますか、その原因を明確にするというのが一番大事だろうというふうには思っておりますが、現実問題、ちょっとそこまで今いってないというのが現実でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 御理解はできません。やはり根本でしょ。1は何かというたら原因なんですよ。それがわからんで次の対応なんて考えられるわけないんです。消防隊員が当日、救助のために勝坂に向かわれて、13人、消防車2台、救急車1台で行かれ、土石流、鉄砲水に流されて大変な危険な目に遭われました。もし同じことが起こった場合、同じように救助に行かれると思いますか。どうだと思いますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） はい、おっしゃるとおりです。もう身の危険が感じられるのであれば、それは、ちゅうちょするというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これは、僕は消防隊員の方と2時間話しました。その被災さ

れて後、一緒にいろんな話をしました。こういうことを言われました。私たちが上って行きよった、で、流された。もう全然覚えてないと、もう死んだと思ったと。しかし、後日、ある大学の専門家の人から聞いたら、あなたたち上るときには、道路に水が流れてきたのは濁ってなかったですかと、そういえば濁っておりましたと。濁ってるときは行ってはいけませんよと、初めて認識を得ましたと、これが前兆現象です。これがあるから多分、今回、被災された消防隊員の方は水を先に確認するでしょう、水の色を。これがわからないで防災はできません。

この間もテレビでやってました。小野の地区の方ですか。今、小野地区で検証をいろいろやって、すごいですよ。検証員の1人に入っていらっしゃる柳さんっていうんですか、あの方がテレビに出ていらしゃいましたが、当日は川が真っ黒だったと、これが前兆現象なんです。恐らく今度、柳さんという方は黒の水を見たら逃げてでしょう。みんなに声をかけてでしょう、逃げましょうと。これをやらんで、後の対応をやったって何にもならないのです。

僕は、やると決めたことはやりましょうやということをまず言いたいのと、もう一つ、市長、あなたは前回の質問の中で、今後の対応を図るに当たって、どこかの自治体を参考にされましたかという私の質問に対して、広島市の消防局ですというお答えがなかったので、私が消防局ですと答えたんですけど、その部分で、どういうふうに対応したかというたら、電話で聞きましたという対応でしたよね。私は、本当にあなたたちは重要に物事を考えて、本当にそういうふうに教訓としようとしているのか、全くおかしな話じゃないかということを私は指摘して、市長に聞く前に、財務部長に、そういう例えば先進地の視察とか、そういう場合の視察費といいますか、そういうものは組んであるかというたらゼロと言われました――今回は組んであります、ゼロと言われました。

そのとき市長にお尋ねしたときには、市長の答弁は――多分覚えてないと言われると思いますので、「私は、かねてから職員はもっと現場をしっかりと見てくる、あるいは、しっかりと勉強をしてくる必要がいろんな面である」というお答えだったので、ああ、私はそのとおりだと、市長の答弁は、ということで、次は必ず組まれてるんだと、それで安心しましたという私はお話をしました。ところで、新年度ではどのようなになってますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員の御指摘は、お立場の中から一々ごもっともな御意見であると私は思って拝聴しておりますが、例えば、今の問題にしましても、例えば、議員の皆様方が視察に行かれます。視察に行かれるときに、平成21年度の予算対応では市の担当の者が随行して行かないと、こういうふうな形でやっておりましたが、これ随行で行くべ

きであるということを私は実は提案をしたものでございます。それで今度の22年度予算からは、皆様方が2泊3日とか、3泊4日とかで、いろんなところを、皆様方のお考えの中でいろんなところを、先進地を見られたり、あるいはいい取り組みをやっておられるところなどをあらゆる情報をもとに行かれるわけですから、それに随行させていただく。それによって、一つの勉強にもなるわけでありまして、そういう予算配置も実はいたしているわけでありまして。これが一つの具体的な、議員がおっしゃったことに対する私の具体的な采配の一つであると、このようにも御理解をいただきたいなと思っておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それでは、そのところは第一歩ということで私は受けとめておきましょう。実際、調べてみますと、そういう先進地視察という名目の旅費等は組まれておりません。もっともっと拡大して、議員の随行も大いにすべきです。大変いいところ、大変いろいろ勉強になるところがあります。これまでの私たちが行ったとこの資料やいろんなお話は担当課に行っていてしております。

今回の災害でも資料も提供しております。こういう資料をもらってきてきた、よく読んでごらんとか、こういう話だったということもやっています。ぜひ、また次の年度にはそれを反映していただきたいということで、ちょっと時間がなくなりますので、2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、義援金のことなんですけど、この義援金はどのように配布されたかというのを、配布方法をちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 義援金の配分委員会で、まず、どなたに配分するかと、（「方法だけ」と呼ぶ者あり）方法は振込です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これは職員のOBの方にいろいろ話を聞いて、現地の方々にも受けられた方にも話を聞いたんですが、ありがたいことはありがたいということなんですが、以前、もう今廃止になりましたけど、敬老祝金等がありました。そういうものに対して、昔はみんな職員の人とその地区地区で持って行ってたよという話を聞いております。そして市長の発案で地区担当職員というのを職員にも設けられております。全くこの地区担当職員というのは姿が見えないんです。もっと誠意を持って私はやるべきだと、せめて、全員持って行けとは私は言いません。死亡された方、重傷で入院されてる方、そして家が全壊された方、そこにお見舞金を持って行ってお見舞いを述べるとともに、いろ

んな話がそこでまた出てくると思うんです。こういうことはどうしたらいいとか、相談も出てくると思います。ぜひそのように、今度また第2次が出ます。出ますけど、そのように対応していただきたいということで、これはもう答弁はいいです。

もう一つ、この災害を受けて、7月21日にアスピラートで追悼式が行われるということでしたが、これはだれの提案で決められたのか、ちょっと教えていただきたいと思いません。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 防災危機の関係課の中で、やはりそういったことは必要だろうという判断はいたしました。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 本当に、私、追悼式がいけないと言ってるんじゃない、大いにやるべきですよ。霊を慰めてあげて、本当に、心からということで大事なんですが、よく考えてくださいよ。7月21日は災害が起きた日なんですけど、梅雨の真ただ中ですよ、また同じ状況ができたとき、どうするんですか。例えば、市長がまた対策本部で不在になるわけですか。同じことが起こるわけですよ。何か、考えてない。どうして梅雨の一番危険が多いとき、みんながその準備を、備えをしなければいけないときに、単なる7月21日に起きたからという発想だと思います。これはおかしい、もしやるんだったら、梅雨入り前にやる。そしたら市民が、皆さんが、そういえば7月21日にこういうことがあって、10何人の方が亡くなられたと、またことしの梅雨はなんかあったらいけんから、備えようじゃないかと、そういう意味では啓蒙、啓発、喚起につながると思うんですが、これはどうですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 発想的には、今、議員がおっしゃいましたように、災害当日をということで私どもは発想いたしました。確かに、今、御意見としては、時期的には梅雨時期であります。そういった中で、その考えが、市が及ばなかったということもありましょうが、ちょっとお預かりをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） はい、わかりました。十分考えていただいて、どの日にちが一番いいのか、やられることはいいことなんです。だから、どの日にちが一番いいかということをしっかり考えてやっていただきたい。これからまだまだ災害に対していろんなことが、対応していかなければいけません、とにかく心を持って、思いやりを持って、そしていろんな指摘や提案については真摯に受けとめて、そして言われたことはきちんと

守るということをぜひ守っていただきたいのと、1つ、すみません。これは私はすばらしいなと思ったんですけど、消防長、前回の質問の中で、私は消防法で、避難訓練の立ち会いは義務づけられてないと、要請があったら行きますということで、要請がなくても要介護者の施設、土砂災害警戒区域内にある施設は率先して行きなさいと言ったときに、あなたは対応すると言われました。どうされてますか。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（武村 一郎君） そのようにお答えをいたしました。現在まですべての地域、災害地域、この対象物、現に訓練の指導にも参りました。訓練の指導に参っておらんところについては、担当課長を行かせまして指導しております。

それから、災害地域に指定されていないところでも、周辺のところについてもこれから先、積極的にやっていきます。

以上です。よろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。あと1分です。

○13番（三原 昭治君） これが本当の、私の、真の対応だということを示した例だと思います。消防長ありがとうございました。

私、時間がございません。もう一つ質問がありましたけど、恐らく答弁だけで終わると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁だけ簡単をお願いします。

○財務部理事（梅田 尚君） それでは競輪事業の現状につきましてお答えを申し上げます。

入場者数と車券発売金収入についてでございますが、入場者は、平成18年、19年、20年と、若干ではございますが、減少をいたしております。

続きまして、車券発売金収入につきましては、ふるさとダービーを開催をしました18年度を除きまして、19年度、20年度と、約110億円台で推移をしております。その結果としまして、平成20年度の歳入歳出決算におきましては、約4,800万円の利益を計上しているところでございます。

続きまして、今後の競輪事業の取り組みにつきましてお答え申し上げます。

収入と支出の面がございまして、まず支出につきましては、これまでも開催経費の削減は十分努めてまいりましたが、競輪事業の経営安定化のために、さらなる開催経費の削減に取り組んでまいります。また競輪開催業務の包括民間委託につきましても、防府競輪の実状に合ったものが可能かどうか、研究を進めてまいりたいというふう考えております。

収入につきましては、これまで以上に魅力あるイベント、ファンサービスを実施すると

ともに、特に年々売り上げが伸びておりますインターネット投票向けの充実をしまして、収入増に結びつくように計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。競輪事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下ではございますが、さらなる発展を目指して取り組む所存でございますので、議員さんにおかれましては、引き続き御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い質問いたします。

まず、農地と災害復旧支援事業について質問いたします。

昨年7月の豪雨災害では、農地、農業用施設も甚大な被害をこうむりました。国においてはこの災害を激甚災害に指定し、11月には査定を終了、補助事業に採択された農地等の復旧事業が始まっております。

一方、激甚災害の指定を受けた団体における補助事業に採択されなかった被災農地等の復旧については、1カ所の工事費用が13万円以上40万円未満のものの合計額が800万円を超える団体には、農林業施設小災害復旧事業として地方債の発行が認められ、この元利償還金には100%の交付税算入の措置がございます。

県及び財務省山口財務事務所は補助災害復旧事業の国の査定が終わるのを待って、この起債による事業申請の受付を実施、当然、防府市も対象になるけですが、なぜか申請せず、その理由は、国の申請日程などが現実に即してない、小災害債まで手が回らなかったと説明をされております。

そして市長の4選出馬表明後、起債事業と全く同じ条件、すなわち工事費が13万円以上40万円未満の被災農地について、農地は90%、農業用施設は100%の単市補助制度を設けると決め、1月28日には市ホームページに掲載もされております。

被災農家から支援要望が続出、実は小災害復旧事業があり、市の独断で申請しなかったことがばれては致命傷との思いからの措置と推測されてもいたし方ありません。そして平

成 21 年度補正予算で 1,000 万円、22 年度当初予算で 3,000 万円が計上されていますが、1 月 25 日までの調査による必要額は約 160 件、6,000 万円程度になっているとの説明があり、また午前の質問では 190 件ということで事業費はもっと増大になっているものと推測いたします。

起債申請をしておれば、充当率、農地 74%、農業用施設 80%、被災対象事業費を 6,000 万円と計算しても、四、五千万円にのぼる財源手当てがあったことになるわけでございます。

そこで質問いたします。1 つ目は、市長は事あるごとに、市民が主役の市政、市民の目線に立った市政と、当たり前、当然のことを自分のキャッチフレーズとして使っておられますが、このような事実を目の当たりにすると、実際は、市役所が主役の市政、市役所の目線に立った市政ではないのか、また 4 選出馬の理由を、災害復旧のリーダーシップを担う者が引退するわけにはいかないと発言と報道、また 9 日の同僚議員の質問にも同様の答弁をされておりますが、市長及び市長を補佐する立場にある副市長は、起債申請をしないと判断するに際し、どのようなリーダーシップを発揮されたのかお伺いします。

2 点目は、最初から市事業として起債申請をしておれば得られた財源手当、四、五千万円を失い、市に甚大な損害を与えました。このことを市民に対しどのように説明し、責任をどう考えているのか、以上、2 点についてお尋ねをいたします。

2 番目の質問は、学校の安全対策についてでございます。

学校の安全対策は、児童・生徒が安心して勉学に励むために、最も重要な事案であり、平成 13 年の池田小学校事件を受け、県教委は山口県版 40 の点検項目を作成、また平成 17 年の県立光高等学校事件や広島市、栃木県で相次いで、下校中の児童の誘拐殺人等の重大事件が発生したことに伴い、平成 18 年 2 月に危機管理マニュアルの実効性を高めるためという指針を、そして文部科学省も安全対策マニュアルを作成、指示し、こうしたことから学校、地域、市、警察等が一体となった防犯推進体制づくりが推進されております。

一方、佐波地域における学校安全対策についても、平成 12 年、校区中心部の長大な地下道において、照明灯の破壊や痴漢行為が発生したことから、地域の子どもは地域ぐるみで守ろうと佐波地域学校安全推進実行委員会が結成され、登下校時の見守りパトロール、低学年の下校時における監視体制や危険箇所の改善対策等が図られております。

また、平成 14 年度には文科省から地域ぐるみ学校安全推進モデル事業の指定を受け、加えて平成 15 年度には、警察庁から、子どもを守る緊急支援対策として、校区内に 7 基の子ども緊急通報装置を設置、市も地下道に監視カメラを設置するなど、市消防本部によ

る24時間監視体制がとられております。

このように通学路や学校周辺の安全対策は官民挙げての取り組みがなされ、他地域の模範にもなっております。そんな中、当の佐波小学校におきましては、市長もメンバーで毎日早朝から集会を開いている団体、一般的には朝起き会というようがございますが、この団体に長年、校舎西側の教職員用の駐車場をこの朝起き会の参加者の駐車場として便宜供与しているのがございます。

前の夜、最後の退出職員が門扉を閉鎖して帰宅、翌朝4時過ぎに会員があけて使用しており、本家本元の学校施設内の安全対策が置き去りにされていると言わざるを得ません。夜間や早朝は事件の発生しやすい環境でございます。一時期、学校の体育部部室から運動着が盗難に遭ったり、また、つい最近も佐波中学校あるいは国府中学校のガラスが割られる事件が発生しております。

そこで質問ですが、私は学校の安全上、あるいは責任問題上、学校職員がみずから門扉を閉めた後は誰も出入りさせず、翌朝職員みずからの手であけるべきであるとの考えに立つものがございますが、1つ、この団体に対する使用許可の経緯、理由、また学校の安全対策上、全く問題ないと考えているのか。2点目、市教委の許可を学校長はどのように評価しておるのか。3点目、類似の団体等が許可申請したら、他の学校も含め許可をするのか、4点目、放課後における地域への校庭や体育館の開放等、学校施設の使用許可基準及び安全対策はどのようになっているのかお伺いをいたします。

3点目は、行政改革のあり方についてでございます。

行財政改革の名のもとに、職員の際限ない削減が続けられております。平成13年、民間コンサルタントに委託し、防府市事務量・定員管理診断調査を実施、その調査結果に基づき、職員の削減がスタートいたしました。17年度で目標を達成した後も、独自の定員適正化計画なるものを策定し、過度の職員削減を続けた結果、現在、市役所職員全体が疲弊しているといっても過言ではございません。

この再就職難のときにあっても、今年度末、希望者を含む定年前退職者が10名ののぼり、また農地災害復旧債の申請漏れについても手が回らなかったと答弁していることが如実に物語っております。

今現在で再度、事務量、定員管理診断調査を民間委託をし、実施したならば、答えは明白であろうと考えます。しかし、市長は今後も削減を続けると発言されております。そこで経費の削減を求めるならば、これ以上の人員削減より、国や県の職員より優遇されている住宅手当、あるいは通勤手当の適正化を実施すべきであり、またそのほうが市民も納得すると思えますが、執行部の考えをお伺いします。

4点目は、会議等の傍聴の勧めについてでございます。

昨年9月議会で防府市自治基本条例案が修正可決され、4月1日から施行されます。その第6条では、市民の権利として市政に参画する権利をうたい、第27条では重要な計画の策定、改廃等に当たっては広く市民の意見を求めるとし、また第30条では、協働の推進について規定をしております。そして来年度予算で、(仮称)市民参画協働条例検討委員会の設置経費が計上されておりますが、そんなに難しい、あるいは悠長なことをしなくても、市民の参画、協働や意見を求める方法はあると思います。

現在、市が開催している市民もメンバーに入れた各種委員会、審議会、協議会の類はほとんどが原則公開となっておりますが、傍聴者はこれまたほとんどないのが実態でございます。

公開とは有名無実であります。公募委員も市民代表ではありません。また委員の発言がほとんどない形骸化した会議のための会議がほとんどで、日当がもったいないと言わざるを得ません。加えてパブリックコメント制度もいかにも民主的のようですが、常にわずかな人の意見しかないのが実情でございます。

そこで市広報の表紙やホームページに会議等の開催趣旨、開催日時、会場とともに、会議への傍聴を促す記事を掲載する。そして会議等においては、傍聴者にも質問や提案、提言する機会を与える。日当も不要で、市長の提案する百人委員会を設けるより、はるかに経費は少なく、効果は大きいと思うのであります。執行部のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、執行部にあつては質問した事項について簡潔にかつ明瞭に御答弁をお願いして、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(行重 延昭君) 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[市長 松浦 正人君 登壇]

○市長(松浦 正人君) 私からは行政改革のあり方についての御質問にお答えいたします。

地方分権が急速に進展する中にありまして、基礎自治体には自主・自立できる行財政基盤の確立とともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが強く求められております。このため私は市長就任当初から、より簡素で効率的な行政運営を目指した行政改革に取り組んでまいっているところでございます。

さて、職員数の適正化につきましては、行政改革の主要な課題であるため、議員も御存じのとおり、従来、適正な職員数を類似団体との職員数比較により設定しておりましたものを、本市の本来の事務・業務量に応じた適正な職員数を客観的に把握するため、議員よく御承知のとおり、平成13年度に「防府市事務量・定員管理診断調査」を実施し、その

調査結果に基づき、「第二次定員適正化計画」を策定したものであります。

この「第二次定員適正化計画」におきましては、平成13年4月の職員数892人を平成19年4月に838人とすることを目標としておりました。しかし、平成17年4月に、この目標を2年前倒しで達成することができましたこと、また折しもこの時期に国の集中改革プランにより、すべての地方自治体に定員適正化計画を策定するよう通知がありましたことから、当時助役さんであった議員さんとも御相談をし、引き続き、「第三次定員適正化計画」を平成18年3月に策定したところでございます。

この「第三次定員適正化計画」におきましては、計画期間の職員数は、さきの「事務量・定員管理診断調査」の結果に基づき策定したのではなく、さらなる民間委託や民間移管、事務の効率化などを推し進めていく中で、適正な業務量等に基づき策定したものでございます。

議員よく御承知のとおり、「第三次定員適正化計画」の目標は、平成17年4月の職員数829人を平成22年4月に760人とすることとしておりましたが、この4月には743人となる予定でございます。およそ160人、率にして約17.8%の減少を見ただころでございます。

この職員数の適正化という行政改革の取り組みにより、簡素で効率的な組織を構築することができたとともに、かなりの効果が得られたものと確信しておまして、まさに転ばぬ先の杖として、県内屈指の財政状況を生み出すもとなりました。

しかしながら、これまでの一般質問で答弁申し上げておりますとおり、私は、市民サービスの停滞を招くことのないよう、数より中身を考えねばと考えております。今後、山口市の消防業務の受託廃止や山口国体が終了することなどによる職員の減員要因もございますが、権限移譲や市民サービスの向上に向けた新たな施策に取り組むための増員要因もしっかりと考慮し、必要な分野には職員を増員配置することも視野に入れ、最小の人数で最大の効果を生み出す、簡素で効率的な組織運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方にも御理解、御協力をお願いするものでございます。

次に、議員御提案の住居手当及び通勤手当の見直しについてでございますが、住居手当につきましては、御承知のとおり、国家公務員では昨年の人事院勧告により、持ち家に係る手当を全面廃止したところでございます。しかしながら、山口県においては、国と地方の実情が異なるため、県内企業や他県の動向を見ながら今後検討すべきとの人事委員会勧告を尊重し、据え置き判断をされました。

こうした中で本市では、昨年12月1日から、持ち家にかかる手当を月額4,000円から2,500円に減額するとともに、新築・購入から5年間の加算制度を廃止したとこ

るであります。

一方、通勤手当についてでございますが、公共交通機関利用の場合は、国、県、本市のいずれも同様の制度となっておりますが、自転車等の利用の場合には、距離区分も支給額も異なります。これは国と地方の通勤事情が背景にあると思われれます。山口県においては、国に比べ自動車利用による遠距離通勤者が多いことから、遠距離通勤者に手厚く、また本市においては、国や県に比べ近距離の通勤者が多いことから、近距離の通勤者に手厚い制度となっていることも事実でございます。

このたび議員から御提言をいただきましたので、今後、県及び他市の動向を注視しながら、通勤手当そのもののあり方について研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、副市長、教育次長、総務部長から答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 答弁をいただきました。私が申し上げたいのは、もう、過度の職員の削減によって、要するに市役所の中にニュートラルの部分がないと、小さな会社であれば別ですけれども、1,000人規模の会社であれば商品開発等々にニュートラルの部分が必ずあるわけです。研究機関であるとかというような部分でございますが、やはり市役所にもそういう遊びといいますか、ニュートラルの、将来を展望するような部門があつていいわけですが、今、企画部がその任務を担っているのかもしれませんが、企画部さえもルーチン業務を処理するのに精いっぱいというふうに見えて仕方がありません。

そういう中で、先日の答弁の中でもまだ5%ぐらい、消防も含め削減の余地があるかなというような答弁があつたかと思いますが、もうこれ以上、職員の削減をするのではなくて、むしろ市内の国の出先機関も全く市の職員と変わらないわけですから、それと同じような通勤手当にするのが市民の目線の行政改革というふうに私は思いますので、そのことを改めて申し上げて、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は農地等災害復旧支援事業に関して、副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 農地等災害復旧支援事業についての御質問ですが、事務方の責任者として、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、7月21日の豪雨災害直後の対応でございますが、国土交通省所管の公共土木施設につきましては、早い段階からテックフォースが市に入られ、御支援をいただきましたが、農林関係については手薄なものがあると感じておりました。

そこで、このため庁内他課の職員を応援に回すよう指示するとともに、近隣の山口市、周南市にも、私が直接出向いて応援要請を行い、2カ月間にわたり各2名ずつの応援をいただいたところであります。

また、産業振興部長も山口農林事務所に要請を行い、農林水産省中国四国農政局職員や県職員OBの災害ボランティアの派遣を受けましたが、これらの応援は延べ人数に対して約500名にも上ります。また、その他、査定に向けた設計支援についても、担当から山口県土地改良事業団体連合会に依頼をさせるなど、事務方の責任者として、災害の初期の人的体制を構築したところであります。

次に、災害直後の現場の対応につきまして御説明いたしますと、まずは第一に、生活復旧のための二次災害の防止や生活排水路となっている用水路の確保などの応急復旧に全力で取り組むとともに、通報のあった被災箇所の調査も並行して行ってまいりました。

このような中で、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の対象となる災害復旧事業、いわゆる補助災害復旧事業でございますが、これについては箇所数の申請の締め切りが被災日から1カ月以内となっておりますので、職員総力を挙げて取り組み、やっとの思いで申請期日の8月21日に107カ所の災害復旧事業として、県に申請できたところであります。

また8月24日には、激甚災害指定についての情報に接しまして、8月25日には災害復旧事業の対応と同時に、農地等小災害復旧事業についての協議も市長室で行っております。その席で小災害復旧事業については、補助災害復旧事業と同様な作業を行う必要があることから、まずは補助災害復旧事業に全力を挙げることにいたしました。

その後、9月に入り、担当から小災害復旧事業に取り組むとすれば、補助災害復旧事業と同様に、調査、撮影、測量を行い、11月末までには設計書や復旧箇所図等の申請書類を整え、12月初旬の県ヒアリングに向けた準備が必要となるため、この事業に取り組むことは到底無理との報告を受け、私は補助災害復旧事業と同時に作業を進めることは物理的に不可能と判断したところであります。

加えて、私は、当時現場職員が昼夜を分かつたず、また土日返上で深夜まで災害対応に当たっており、肉体的、精神的にも限界に達していること、また過労等によって体調不良を訴え、休む職員も増えていること、万が一にも過労死等を出してはいけないとの思いから、小災害復旧費事業に取り組むことについては、見送らざるを得なかったところでございます。

しかしながら、一方でそういう指示をいたし、と同時に、ならば同時にこの小災害復旧事業にかかわる何らかの支援策を検討するように9月段階で指示をいたしておりまして、その後も何度となく、その制度を構築するように指示をいたしたところでございます。

このたびの補助災害復旧事業につきましては、9月中旬から11月中旬まで、4次にわたる査定を受け、農地37カ所、施設56カ所、計93カ所について事業採択を受けまし

た。その後、11月中旬からは補助率のかさ上げのための作業を12月末まで行い、その結果、補助率にして農地94.5%、農業用施設98.2%の補助採択が確定し、4億8,000万円の補助金の交付決定を受けるまでに至りました。また、この補助金につきましては、今後、事業費の増額があれば同じ補助率で計算し、増額して交付されるものでございます。

今回の災害の対応につきましては、これだけ多くの箇所が被災し、また、時間的にも制約のある中で、背水の陣で補助申請等の業務に、私は職員はよく頑張ったものだと思っております。

ちなみに、近隣市の小災害復旧の対応でございますけれども、山口市は範囲も広く、本市よりも事業対象となる箇所も多いとお聞きしておりますけれども、今回の小規模災害復旧事業は見送っておられます。また、周南市においても同様に小災害復旧事業には取り組まれておりません。

これらを考えますと、査定を受けることを除いては、補助災害復旧事業と同様な作業をする必要がある小災害復旧事業につきましては、大規模な災害にあつては、時間的な制約も含め、制度的に若干、無理な部分があるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、今回のことを教訓といたしまして、今後の災害に備えていかなければならないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 山口や周南もやっちょらんからええじゃないかと、こういうことですが、下を見る必要はないんです。市長は常々、災害復旧のリーダーシップをとりたいたいとおっしゃっているわけですから、リーダーシップをとってもらいたいというふうに思っています。

そこで市長さんの考えるリーダーシップ、あるいは市民の目線に立った市政、市民が主役の市政という観点から質問をさせていただきます。

まず、被災者に思いをいたしますと、普通、なんとしてでも起債申請を行い、その上で、既に復旧された方、あるいは13万円以下の方の救済施策に頭をめぐらすのが為政者としてのリーダーシップと私は考えます。これをエスケープした時点で、被災農家の救済はできなくて仕方がないというふうに判断されたのかどうか。

また、行き過ぎた職員減らしの結果、産業振興部では手が回らなかったことは十分理解をいたします。しかし、9月議会の同僚議員の質問に対し、他課で忙しくてという場合は、必要であれば他部を越えた応援体制を行うという答弁もなされております。他課、他部の

支援を得てでも作業をさせることは全く考えなかったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 後半の後段の部分ですが、先ほど答弁もいたしましたように、他部からの応援部隊を出しております。

いわゆる40万円以下の災害でございますけれども、これは私の段階で何度も報告を聞きながら、今どこで補助債が進んでいるのかと、今、作業の日程はどうかというのは、私も部屋で何度も、部長も課長も呼びまして、その進捗状況を確認した上で、できないならばかわりの制度を早く構築するようにといったものについて、9月から何度ともなく私のほうから指示をしております。

今回やったものでなくて、既に40万円未満はできないとなれば、かわるものをすぐ出しなさいといった指示を何度ともなく、そこにおります産業振興部長等々に発しておるということを申し添えさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 12月11日の本会議で山本議員の質問に、「補助事業による復旧の対象とならなかった被災農地につきまして、御自分で復旧が困難な方など、支援を求めておられる方もあり、新たな支援策について検討いたしている」というふうな答弁がありました。

我々聞いておれば、全くほかの救済措置はなく、市の単独の救済措置が考えられるんであろうということで期待しておりましたが、実は、もうその時点では国の調査、申請が、手続きが着々と進められていた。それをエスケープしたわけですが、なぜそのときに、そういう実は制度があるんですけれども、それはこれこれできなかつたという答弁ができなかつたのかなという思いがしておるわけでございます。いかにも被災制度などなく、市独自の援助を考えているような答弁でございました。なぜ被災制度があるが申請しなかつたと、答弁にならなかつたのか、改めてお伺いしますと同時に、今言ったような答弁をされながら、じくじたる思いはされなかつたか、お伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） このたびは激甚指定といったものが出てきまして、それまで激甚までは、補助債と、御存じのように単債といった制度が一般的であります。単債については、地元からの負担金等も激甚よりも多いといったところで、最初8月中旬については、補助債と単債で臨むと、これは激甚の指定がないからですと、それで言うておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、9月の時点で、とてもじゃない、小規模災害については、いわゆる設計書の調整が間に合わないということで、じゃあ、単債でいける

のかといったことを聞きました。が、いわゆる小規模災害については、今御指摘のように、地元負担金もほとんどない、単償については地元負担も伴うといったところで、制度にすぐく差があるわけです。そのあたりについて単償ではちょっと無理があるというところで、じゃあ、新しい制度をつくるようにというふうに、9月も、10月も、11月も、何度となく、私の部屋でそういう指示等いたしたというものであります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 単償については地元負担があるという、その地元が個人負担なのか市の負担かわかりませんが、少なくともこの小災害復旧事業債は市の事業でございまして、個人の負担を求めるか求めないかは市の独断のことでございますよね。

そこで1月下旬に支援を決定をされたときには、既に復旧工事をされた方、なかんづく11月下旬から支援の発表時までの間に復旧をされた方、あるいは工事費13万円以下の被災農地には全く思いは至らなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 1月25日については、私の段階で制度設計について担当部と協議をいたしました。そこで今おっしゃるように、小規模災害40万円未満、13万円以上については、先ほど申し述べた理由等で対応できなかったのも、まずはその対応についてきちんとフォローしなくちゃいけないんじゃないかという考えのもと、私は40万円未満、13万円以上についての対応についてはきちんとすべきだという制度設計について、よしとしたところであります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 市民の目線に立った市政であれば、既に12月の初めに小災害債を申請をしなかった段階で、しょうがない自分でやるかという人たちが困るであろうという配慮が頭の中にめぐらされるべきであったと、市民の目線に立てばですよ、ということをごここでは申し上げておきます。

そこで大光寺原霊園の被災者に対しましても、まずは返還金の支払いは難しいとデザインプラザでは説明をされ、大騒ぎになりましたが、今回も起債の方法があることは住民の方には教えず、そして申請もせず、被災者の反応を見て、1月下旬になって、いかにも市の特段の配慮によって措置したかのように、悪い言い方をすると装い、さらに同僚議員から既に自費で復旧した方や、工事費13万円以下の農地の救済について質問があると、市長は一々ごもつともという答弁をいただきました。

対策を小出しして、世論の反応を見て対処することは、とても被災者の心を心とした誠意ある措置とは思えません。これら変更の判断過程におきまして、どのような市民の目線

をもって、どのようなリーダーシップを発揮されたか具体的にお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） るる議員申されましたが、私はまさに市民の皆様方が大変な被害に遭われた。そして自分なりに懸命に農地の復旧に努められた方、あるいは建設業者に頼まれて、復旧に努められた方々等々も、すべて平等な、公平な扱いをしていくことが、私は極めて大切なことではなかろうかと、このようにずっと思っております。

そのことが議員の見方によれば小出しにということになるのかもわかりませんが、何せああいうさなかでのことですので、私も知恵が回らないところは多分にあると思います。ない知恵を絞りながらのことであると、そのように御理解もいただきたいと思えますし、同時に、私は別な立場の中で激甚災害の指定を受けるべく、あらゆる、私の持っている情報源、あるいは頭の中で可能な限りのところに電話をし、出向き、そしてまた現時点でも、（発言する者あり）うそじゃないよ。うそって、そんなこと言っちゃだめだよ。不規則発言だよ、それは。あなた聞いているわけじゃないでしょ、それを。まだ若いんだからもうちょっと素直になりなさい。（発言する者あり）それでいいんです。——というように、土井議員は土井議員なりの御努力をなさったと思う。私は私なりの、あなたから見れば、ろくな努力はしてないと思われるかも知れませんが、全力を挙げて努力をしまりましたし、現時点では、今度は特交金が少しでもちょうだいできる。それによって少しでも市政の足しになればいいなあというようなことで、私は私の立場の中で懸命に努力をいたしておると、このように御理解をいただけたらと思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 大変いいお言葉ですが、それが1月25日に判断された段階でされておれば大変よかったかなと、1月25日の段階ではあくまで13万円から40万円と、そのときに、待て待て、13万円以下の人はええんかいのうとか、あるいはやった人はどうかいこのうという思いが、なぜめぐらされなかったのかということが、私は疑問に思っているところでございます。

そこで、この起債事業は市が事業主体となっております。市が復旧工事を行えば、家屋等の復旧作業で疲れきっている農家にとって、市への補助申請やあるいは工事発注等の負担軽減にもなるわけですね。その被災者の立場に立って、被災者の目線で復旧ということを考えてあげれば、市役所が徹夜をしてでもやってあげようという心が生まれなかったのか、そしてこれは予算措置をすれば、来年の田植えくらいまで繰り越しをしてもいいわけですから、幾らでも、仕事はまた土建業者がやるわけですから、という思いはしていますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私もこういう性分でございますから、小さいことにも気づくこともございます。何度となく市長室に後ろの部長あるいは担当の課長を呼んで、声をあげてといたしますか、こういうこともできないで一体何をやってるんだというような感じで、対応に努めたわけでございます。1月の25日という具体的な日にちも出されましたが、もうそれ以前から、何、そんな状態になってるのというようなことで、苦慮し、対応に努めてきたというふうに御理解をいただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 次の質問ですが、このたびの措置で、3月8日ですか、措置で、自力で復旧された方には、一律3万円を支給するというような、3万円の根拠は何なのかよくわかりませんが、山口は事早く昨年の秋口にはもう3万円を出すようにしておりますが、これをとられたのかどうかわかりませんが、その3万円の根拠を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

今、議員言われましたように、根拠につきましては、かなり苦慮いたしました。例えば、5万円がいいのか、また7万円がいいのかとか、そういったこともいろいろ部内での協議並びに財務当局との話の中で、今の、お隣の山口市さんの例の一つは倣ったということも間違いありません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 山口の事例を倣ったというのも一つの、頭の中にあったということですが、残念ながら山口と違うところは4カ月、5カ月おくられているということなんですよね。山口はもう秋口にはそれを決めて、自力でやられた方もあるでしょうし、業者に頼まれた方もあるでしょうが、早い決断が片方にはあり、防府はおくれたということをし述べざるを得ません。

そこで被災申請をエスケープして、このたび単独で救済措置を講じられたわけですが、そうすると間接的に市民に不要な負担を強いることとなります。先ほど壇上で申し上げましたが、4,000万円以上になるのではないかということになりますが、そういうことについて市民の懐を痛めると、本来なら交付税措置があるわけですから、そのことについて、こういう判断をされたときにどういう思いをされたか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 先ほども、何度も申し上げますけれども、現実の姿を見て、

そのプロセス、一生懸命、努力する姿を見たときには、理論上はそうでありますけれども、やはり現実的な判断しなくてはならなかったと、そういうことについて御理解を賜りたいというふう思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほどから申し上げますけども、産業振興部は、それは確かに手が回らんかったというのは理解できるんです。しかし、全庁的に見れば、もう11月の中旬ですから、国の災害査定が終わってからの話ですから、かつ国の災害査定の準備をする段階で、ここは多分補助債の対象になるであろうと、ここは外れるなあと、何かないかなと、小災害債があったということ把握しておれば、よその部局の手を借りてでも幾らでもできるんですよ、市民の目線に立てば。あるいは市の金を一銭でも少なくしようと思えば、そういう考え方は必ず浮かんでこんにゃいけんです。その辺がなされていないということを私は申し上げてるわけです。

そういう意味において、作為による、市民に損害を与えた。悪い言葉を使えば背任行為であると言わざるを得ないんです。刑法の背任罪も調べてみましたが、確かに市に損害を与えたことは間違いないんです。ただ、第三者に損害を与えることを目的としたかどうかだけで背任罪になるかどうかの差なんです。本来、行政改革が進み、何をしておっしゃいますけども、とんでもないところでとんでもない金が抜けてるんですよ、実は。堂々ともらえる金が抜けてるということなんであります。

そこで市長、あるいは副市長は、市民に対するペナルティー、要するに交付税措置の手当てを怠ったということで、極論すれば市民に損害を与えたということで、みずからペナルティーを与える覚悟はあるかないか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） かなり厳しい御指摘でございますが、私は総合的に考えておまして、土井さんほどのお方が仮におられたとしても、このたびの対応については、恐らくきつとこういう結果にならざるを得ないぐらいの御判断をされたのではないかなと、私は思います。それは私が思うことであって、いや、おれは違うよとおっしゃるかも知れませんが。事ほどさように、先ほども副市長が申しましたように、大変タイトなスケジュールの中で、莫大な物量を相手に作業していつている現実があるわけでございます。

いずれにしても、そういうことによって、何もあった、あれもあった、それによって取れるものが取れなかったじゃないかとおっしゃればそのとおりでございます。そのかわり、私も、先ほどちょっと議場から声も出ましたけども、前の総理大臣、あるいは当時の官房長官に何度と何度と、本当に、また電話かというような感じで電話をかけては、激甚災害

のお願いをしたり、あるいは現実、今も、政権下に対して、特交について格段の御配慮を願いたいというような形の事柄を、私の役割、立場の中で少しでも埋め合わせをしていかなければならないと、こういうことで奮闘しておる――当然でございますが、そういう状況であるということで御理解をいただきたいと、このように考えるわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 次の質問もありますから、この項については最後にいたしますけれども、ずっと答弁を伺ってますと、市長がおっしゃる市民が主役の市政、あるいは市民の目線に立った市政は、どうも市役所が主役の市政であったり、市役所の目線に立った市政のように、私は感じます。

そこで、巷間、市に損害を与えたことに市民から監査請求する動きもあるようでございますので、そのときには監査委員さんには公平、公正な監査をしていただくようお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は学校の安全対策について、教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 学校の安全対策についての御質問にお答えします。

学校施設の目的外使用につきましては、地域の団体やスポーツ少年団等が活動を行う場合において、学校行事に支障のないこと、また、児童・生徒の安全第一を前提として、「防府市立学校施設の使用に関する規則」に基づき使用を許可しております。

御質問の1点目と2点目の、この団体に対する使用許可の経緯、理由、また学校の安全対策上、全く問題ないと考えているのか、市教委の許可を学校長はどのように評価しているのかにつきまして、あわせてお答えします。

議員御指摘の団体につきましては、文部科学省所管の特例社団法人であり、社会教育活動に伴い使用するという理由で、従来から佐波小学校の校庭のうち、駐車場部分の使用を許可しているものでございます。

利用に当たっては、校門の出入りの際、会員の方が責任を持って門の開閉を行っておられ、学校長からは、その団体が駐車場部分を使用することについて、安全上の問題や施設管理上の支障があるというような報告は、現在のところ受けていない状況でございます。

3点目の類似団体等が学校施設の使用許可を申請したら、他の学校も含め許可するかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、学校行事に支障がないこと、児童・生徒の安全第一を前提とし、「防府市立学校施設の使用に関する規則」に照らし合わせ、学校長と十分に協議しながら判断することとなります。

最後に、4点目の放課後における地域への校庭や体育館の開放等、学校施設の使用許可基準及び安全対策はどのようにしているかとの御質問でございますが、学校施設を使用さ

れる団体に対しての使用許可の際には、「防府市立学校施設の使用に関する規則」に基づいた適正な使用を指導するとともに、地域の方々の御協力をいただきながら、学校長と連携して児童・生徒の安全に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、今後も学校行事に支障のない範囲内で、社会教育活動や社会体育活動等を行う団体に学校施設を利用していただき、地域に開放された学校を目指してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、質問をさせていただきますが、この件につきましては、佐波地域学校安全推進実行定員会の会長さんでもある自治会連合会長さんや佐波地域防犯連絡協議会長さんも、全くきょうまで知らなかったとおっしゃっておりますが、市長さんは防府地域の防犯対策協議会長でもございますが、会長の立場から、学校の安全対策上、この市教委の措置どのように考えておられるかお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま教育次長が申し上げたとおりでございます。長い間のことから、私もいつからなのかよく存じ上げませんが、借りておられることはよく承知しておりましたし、そして、そのことについて教育委員会のほうでは、教育委員会、今答弁したようなお考えであるということも私なりに理解をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、教育委員会にお尋ねしますが、PTAの人もほとんどこの事実を知らず、何年か前には早朝からうるさいという苦情もあったようでございますが、教育委員会は駐車許可した当事者として、保護者にはこの事実を説明しておられるのかどうかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 私が教育委員会に参りまして、説明はしておりません。その前のことにつきましては、ちょっと私、今のところわかりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今までしてないんだろうと思います。PTAの方はほとんど御存じないということは事実でございますから。そして校内には里道、いわゆる赤線が通っているようでございますが、平成14年当時、地元自治会等の御理解を得た上で、学校の安全面から放課後は東西の門を閉鎖、施錠するとされたとうかがっております。加えて、壇上でも述べました平成18年の県危機管理マニュアル指針に従いまして、放課後における門扉の管理、施錠を遵守し、おそくともこの時点で利用を取り消すべきであったという

ふうに考えますが、これらの方針や指針を無視し、継続している理由は何なのか、またこの施錠はされているのかどうか、どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 学校の門扉の閉じることとか、施錠の件でございますけど、一般的に、今、教育委員会として学校のほうに指導しているものにつきましては、学校の授業等が終わりましたら門扉は閉めるという指導をしております。施錠までにつきましては、その学校にいろいろ事情があると思いますので、施錠につきましては、学校長の判断というふうに行っているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 佐波小学校が施錠しているかどうかをお尋ねしたいということと、ついでに、もう時間もありませんから、早口で申しわけございませんが、この団体には佐波小学校以外の市の公共・公用施設の使用許可をしている事例があるのかどうか、あるいは、あれば使用料は徴収しているのかどうかをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 佐波小学校におかれましては、施錠まではしていらっしゃいません。

それから、2点目の当該団体の方につきましては、昨年、公会堂を3日間ほど利用をされております。その際には利用料をいただいております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） では、次は地域の子どもは地域ぐるみで守ろうということで、登下校時の見守りや低学年の下校時の監視活動をしている関係者からは、学校現場の危機管理のずさんさに憤りを感じておられるのも事実でございます。

また、近くには早朝は使用しない医院等の駐車場もあるわけです。何も学校を使う必要はないというふうに私は思っております。学校は子どもにとって聖域でございまして、関係者以外、だれであろうと、だれから頼まれようと開放すべきではない。特に深夜から早朝の人目の少ない時期はなおさらであるというふうに思っております。

再度質問しますが、来年度以降、使用許可はすべきでないと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましては、利用に当たって、今までど

おり、学校の安全等に十分配慮していただきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 来年度も堂々と貸すということでございますので、では、対案を申し上げてこの場の質問を終わりたいと思いますが、なんとも危機管理意識のない答弁でがっかりいたしました。では、市長は聖域のない行政改革を主張しておられますが、出るを制するのみが行政改革ではなく、入りを図ることも行政改革でございます。

ちなみにことしは国民読書年でもあり、市も子ども読書活動推進計画を策定されておりますが、学校、図書館の図書費は例年どおり全く増額もされておられません。これでは仏つくって魂入れずでございます。この際、この団体から相当額の使用料を取り、他の学校におきましても、夜間、何の差し支えもなければ夜間有料駐車場として貸し出し、図書購入費に充ててはいかがかという考え方をお尋ねいたします。もちろん事故、事件があったときには、許可をした教育委員会がすべての責任を負うべきでございます。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 学校施設の目的外使用につきましては、学校教育法、また社会教育法の中で、学校の施設を社会教育のためについては、利用に供するように努めなくちゃならないというふうに書いてございますので、教育委員会といたしましては、学校の行事に支障のない範囲、これは大前提でございますけど、その団体の性格が、やってらっしゃることが社会教育活動であるということ considering、減免しているものでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 減免ではなく、免除であって、1%減額すりゃいいんですよ。99%取ればいいんです。市の財政も苦しい、行政改革、出るを制するだけじゃだめなんです。入りを図ることも大事なんです。ぜひそれ相当の使用料を取っていただきたい。これまた後日、質問します。

以上でこの項目の質問終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、会議等への傍聴の勧めについて、総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） それでは、会議等への傍聴の勧めについてお答えをいたします。時間がございませんので簡単にはしょって申し上げます。

御存じのように、現在のところ、審議会、協議会等の開催日、あるいは議題等の事前公表につきましては、庁舎内への掲示の方法によりましてお知らせをいたしておりますが、議員さん御指摘のように、市のホームページ、あるいは市広報で事前の公表はできないかということでございますが、今現在はそういった状況でございます。

こうした中、先ほど御紹介ありましたように、防府市自治基本条例が本年4月1日から施行されることから、この条例に掲げる「市民の参画と協働」を進めるため、御案内のよう、市民の皆様方への積極的な情報発信に努めることが重要と考えております。

したがいまして、御提案いただきました審議会や協議会等の会議に、より多くの市民の方々に傍聴していただけますよう、市のホームページにより、開催予定情報を一覧で公表するとか、出張所等に開催の予定コーナーを設置するなど、会議等の情報を積極的に提供してまいりたいというふうに考えております。

なお、会議等の決まる日程等もございますから、出張所等についてはなかなか一月分とか、そういった形では難しいかと思いますが、まあ研究してみたいというふうに考えています。

それから、会議等での傍聴者に質問や提案・提言を行う機会を設けることにつきましては、審議会、協議会等での設置の趣旨、あるいは委員さんの方々の位置づけ等を踏まえまして、その取り扱いに関しましては、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 我々も、自治基本条例の修正案にかなり頭を突っ込んでやったわけで、市民の参画というのは大変大事だというふうに思っております。できるだけオープンに、できるだけ難しい手続を踏まずに市政に参画・協働できるようなシステムが構築されることをお願いをいたしまして、きょうはこの質問についても終わります。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） お疲れのところ、もう1時間、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

最初は、介護保険制度についてであります。

介護保険制度施行から10年を迎えましたが、しかし、介護現場では深刻な問題が山積していることから、公明党は全国で3,000人を超える地方議員が、昨年11月から12月にかけて介護総点検を行いました。

全国で10万件を超える現場の声が寄せられ、公明党山口県本部においても、102の

介護事業者、151人の介護従事者、70名の介護家族の方々にアンケート調査に応じていただきました。

多くの課題、問題点が見えてきましたが、その中で、介護総点検を通じて浮き彫りになったのは、施設が圧倒的に不足しているということでもあります。施設利用については、入所待ちで苦慮されている訴えが多く、例えば、認知症が進み、年々体力が衰える母親を在宅で介護している女性は、勤め先の会社を退職し、介護しているが、精神的、肉体的、経済的において限界を感じることもあるといった声。

別の例では、有料の介護施設に入れたが、支払いが月15万円を超え、家計に重くのしかかっている。特養を申し込んでも、いつになるのか見通しが立たないといった実態であります。

こうした膠着状態については、平成20年の9月議会で取り上げ、一般質問の答弁からして、防府市の特別養護老人ホームの施設入所待機者は651人おられ、圧倒的に入所施設が足りない状況下であることがうかがえます。

しかも、待機日数は要介護4、要介護5の方で、約530日程度であると、介護3の方については、まだまだ日数を要するというものであります。

そこで、1点目は、65歳以上の高齢者がピークとなる2025年までに、特養や老健施設などの介護施設を少なくとも2倍に増設する必要があることを提起いたします。これらの現場の声にこたえ、対策を講ずるべきであり、抜本的な介護基盤の整備にどう取り組むのかをお伺いいたします。

2点目は、多数の特養施設、入所待機者に対する対策について、介護保険事業計画にどう反映されたのか、同計画では特養施設増設に主力を置いていると聞いておりますが、整備状況はどうかをお伺いいたします。

3点目は、介護保険中の療養病床である介護療養型医療施設は、平成23年度末をもって廃止されることとされております。行き場所を失う医療介護難民が発生することが危惧されますが、その受け皿施策はどう展開されるのかをお伺いいたします。

次は、市民教養講座についてであります。

公民館等で行っている市民教養講座は、生涯学習の推進として、この防府市で生きがいのある生活が送れることを目指し、知識、技術、教養を身につけることと、地域の仲間づくりを目的に、2年間の受講期間で実施されています。

2月15日付の市広報に、市民教養講座の受講生募集が掲載されていましたが、同講座は初心者を対象にして、同講座で得たことをきっかけにして、その後、自主的・自発的に自主運営ができるようになってもらいたい、そうしたお手伝いの要素もあるようでありま

す。

同講座は歴史も長く、多くの市民が参加しており、平成21年度の開校状況では、文化センターを含め、15の公民館で全講座数は168、全受講者数は2,719人となっています。

そこでお尋ねいたします。1点目は、同講座は歴史もあり市民に定着した部分もあると思いますが、講座数及び受講者数は、ここ数年、どう推移しているのかお伺いいたします。

また、同講座の受講生の中には高齢者も多く、高齢化が進み、講座を開講・維持するその定員数を満たすため、世話役が人集めに大変苦慮されている講座もあると聞いております。

教養講座の案内募集には、申し込みが少ない講座は開校できないとあるが、どういった意味があり、開校の定員数については、どう受けとめておられるのかお伺いいたします。

2点目は、市民教養講座には、運動、体操、ダンス等を取り入れた健康の維持と健康の促進を含んだスポーツ部門の講座も開催されております。そこで、年をとっても元気な防府市市民であっていただくために、スポーツや体操を取り入れた講座を増やし、その先には日々の日常生活の中に運動を取り入れていただき、健康への意識を高めていく企画を市のほうから積極的に提供していくことも、時代の流れとして必要かと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、介護保険制度についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護施設入所待機者への介護基盤の整備にどう取り組むのかとの御質問でございますが、御指摘のように、日本は今、超高齢化社会へ突入しようとしておりまして、2025年には人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は、33%に達すると予測され、要介護者も現在の約2倍に上るとも推計されているところでございます。

超高齢化社会を迎える中にありまして、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっております。国においては「安心と希望の介護ビジョン」の中で、「要介護者の自宅での生活を支えるための医療と介護との密接な連携・整合性の確保」や「介護従事者のための環境整備づくり」などを、実現すべきビジョンとして掲げているところでございます。

介護保険制度は、医療・福祉・年金などと複雑に絡み合っておりますことから、2025年に向けての介護基盤整備については、今後、国から示される基本方針に沿いな

がら、市として必要な施設整備に向けて計画してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

2点目の特養施設入所待機者について、介護保険事業計画にどう反映されたのかとの御質問でございますが、平成21年度から平成23年度までの3年間の介護保険事業計画は、平成20年6月に実施いたしました特養施設入所待機者調査を参考にしまして、整備計画のベッド数につきましては、国の基本指針に沿って作成いたしております。

特養の施設整備計画につきましては、在宅及び医療機関入院中の要介護4及び5の特養施設入所待機者が111人おられたことを考慮し、県の指定となる広域型特養につきましては、30名定員の施設1カ所の新設と、既存分での20床の増床を、また、市の指定となる地域密着型特養については29名の定員の施設3カ所の新設と既存分での9床の増床で、合計146床の増床を今期の介護保険事業計画に織り込んでいるところでございます。

なお、現時点での施設整備につきましては、ほぼ計画どおりに進められているところでございます。

最後に、3点目の介護療養型医療施設、いわゆる介護療養病床の受け皿についての御質問にお答えいたします。

議員、御質問の介護療養病床については、法律で2011年度末（平成23年度末）をもって廃止が決まっているところであります。現在、市内には介護療養病床が151床ございますが、このうちの9床は、「認知症対応型共同生活介護施設」に来月4月に転換する予定でございまして、残り142床につきましても、平成24年3月末までに、「介護老人保健施設」と「医療療養病床」に転換する予定となっております。

したがいまして、ベッド数を減少させることなく転換する意向を事業者が示されておられますので、受け皿についての問題はないものと考えているところでございます。

なお、介護療養病床の転換につきましては、先月19日、厚生労働大臣が、「現在、実態調査を詳細に行っているところであり、その結果を踏まえて今後の方針を定める」と発言し、夏以降に、介護療養病床再編計画の見直し案を出す考えを示されたところでございますので、国の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 平成20年の9月議会、同様の質問をいたしました。その内容は、介護3施設の受け入れには限りがある。で、介護施設入所を希望しても、実態は待機者が多く、それらへの対応はどうするのかといった質問をしたところであります。

それに対して、健康福祉部長の答弁内容は、在宅及び入院中の方で特養を申請されてい

る方が274人、他の施設に入所され、特養を申請されている方が377人、合わせて651人の特養待機者人数を示されました。

また、介護3施設の中でも、特別養護老人ホームへの入所申請が84.3%と、非常に高い割合になっていることを報告され、次期介護保険事業計画、先ほど申されました平成21年から平成23年のこの期間に反映できるようにしたいという考えを明らかにされました。

そうした待機者の声を反映した介護保険事業計画であると考えてよいのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに、今、おっしゃったとおりの答弁をしておりますが、このたびの21年から23年までの計画につきましては、今、特養について私どもも申請と申しますか、許可をもらうべく努力したわけですが、今、市長が申しあげましたように、100何床でしたか、今、申しあげた数字の分の確保だけはできました。

それで、111人の方、いわゆる自宅、あるいは病院に入院されておられる方で特養に入りたいという方の中で、要介護4及び5の方が111人という数字がありましたんで、その部分につきましてはカバーをしております。この辺、県との、許可のほうを県が出しますんで、なかなか難しいところがありますが、最低限は確保できたんじゃないかなと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） そういう計画どおり進んでいるという御答弁がありました。他市と比較して、市内の特養を含む入所施設の整備が、私はおくれているのではないかと、このように思っておるんですが、この点について、他市と比較していかなものかお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 他市の分と今すぐ比較する資料は持ってはおりませんが、防府は防府なりに確保できておるものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） まあ、言いようによっては、どういうふうを受け取っているのやら。私は、この特養の入所施設は、他市と比較して誇れるような整備が整っているとは思えないと、私はそう感じております。

詳しいことはさておいて、先ほど計画どおりに進んでいると、この特養施設のことにつきましては、申されましたが、そのことについて少し深くお伺いしたいと思うんですが、

市内の特養施設は災害で今、扱えないライフケア高砂を除けば、特養施設は4施設で今282床ですよね。これは常に満床であります。

ですから、在宅、入院中で困っていらっしゃる特養入所を待機していらっしゃる方が、今、市長、部長、申されましたけれど、要介護4の方で55人、そして要介護5の方で56人、合わせて111人の方がおられると、こう伺っておりますけれど、ここを先に解決していかないといけないわけでありまして、どう計画の中では対応が、この111人の方が23年まで対応できるのかという、111人の方が対応できるのかということ。

それと、この防府市高齢者保健福祉計画第五次計画、介護保険事業計画ですけれども、ここに施設整理計画ということで、平成21年から23年度において介護保険施設、要するに特養施設を先ほど申されましたが、介護老人福祉施設、いわば大型なそういった施設が、その前のページにもありますけれども、この介護老人福祉施設の計画は、途中から読みますけれども、介護保険事業計画から未整理分30床の新設と20床の増設、増築を合わせて、この表を見ますと50床、平成22年度に50床と出ています。

これと、地域密着型介護老人福祉施設、要するに小規模な特養ですね、これが96床と、合わせて146床という数字が、もういわばこの期間、146床を、特養を整備するという数字が、この計画では著されておるんでありますが、これが23年度までにきちんと整備できるのかお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今の増設の20と30、50につきましては、県のほうへ既に申請を上げております。

で、県のほうがどのような判断をされるかは、ちょっとまだわかりませんが、20床のほうは間違いなく大丈夫とは思いますが、30床のほうはちょっと引きずっておりますので、県のほうの判断にお任せするということでございます。

それと、地域密着型につきましてはこの前募集いたしまして、29床、3施設のうち2施設につきまして相手方が決まっております。それと、もう一つ9床というのが追加がありまして、これも決まっております。で、うまくいけば22年度中にはできるんじゃないかというふうに思っております。

で、もう一つ、29床、まだ小規模が残っておりますので、これも22年度中には、また募集をするという格好になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 大型介護老人福祉施設50床のうちの今、御説明がありまし

たように、20床はこれは決まると。残りの30床が前の計画から引きずっていますよね、引きずっています。

で、この引きずっている30床の新設というものは、県の今、判断でと言われましたけれども、この施設名がもう公開できればしていただきながら、その理由、なぜそういうふうに引きずっているのか。で、この23年度までにこの新設の30床というものが、部長のほうから見て可能なものなのかどうなのか、もう少し詳しく御説明、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 施設の名前と理由につきましては、ちょっと御勘弁いただきたいというふうに思いますが、私どもとしましては、一生懸命県のほうに許可をいただけるようお願いをしている最中でございますので、もう少し見ていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほど、計画どおりに進んでいるというふうに言われたわけでありまして、計画どおり進んでない部分については、いわば他の事業者、事業施設にその分、依頼して、どうなのかということで、いわばこの期間中にできるように、変更しても、きちんとしたやっぱり数字をあらわしていかないと、整備を進めていかないといけないのではないかと、このように思うわけであります。

それで、今146床、特養、この21年から23年の期間、整備するという計画です。で、今の話からすると87床は計画決定しておるわけですね。で、残りの59床が、これをどうするのかというところが、いまだに見えてないということなんでしょう、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 59床のうちの30床というのは、先ほど申し上げたことで、県のほうへは、もう市のほうからは出しております。県の判断待ちです。

それで、あともう29床の地域密着型の部分につきましては、昨年度公募しましたが、公募に足る数字までいっておりませんので、29は残っております。これは純粹に残っておるということでございます。これ、22年度になりまして、早いうちに公募をかけるというような格好になろうかと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） もう一つ教えてください。要するに、この30床の新設がで

きないので、期間中、難しいようであれば、他の事業者への依頼なり相談なり、変更申請というか、そうしたお考えはどうなんですか、その点について。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほども申しましたけれども、今、県に出しておりますので、県の結果を受けまして、もし、どうしてもできないとなれば、相手様と話し合いをしまして、変更になる可能性はございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 先ほど、一番困っていらっしゃる要介護4、5の方、合わせて111人の方がおられるわけでありますよね。で、ここを何とかまずしたいというわけでありますので、これに近い数字をこの期間の中で整備していくというのが、本来の目的なわけであります。それを達成するために全力で取り組むのが行政の責務だと私は思います。

で、先ほどの30床の新設につきまして、やはりその期間中に判断してやらないと、また、その施設が、また次のプランの中に引きずり込まれてしまうという、こういうことは私はいかななものかなと、このように思っておりますので、早い対応を、県のほうに強く要望されるのであれば強い要望をされて、早い結論を出していただきたいなというふうに思います。

それと、介護療養型施設の受け皿についてであります。これは先ほど国の動向というか、平成23年度末までには、いわば取りやめるという方向にありますけれども、今の段階では、老健なり医療機関ということで、早々と方向性も今、2つのそういった受け皿がありますかね、そういったところも判断されておられるので、これはよしとしたいと思います。

次に、松浦市長にお伺いしますけれど、1月の市長記者会見で出馬公約をされました。その中に、特別養護老人ホームの拡充・増設がございました。で、これに関して、先日、同僚議員の質問に対して松浦市長は、第五次計画以降においても、まだまだニーズのほう大きいという考えを示されたわけでありまして、私も同感であります。

しかし、それを実現するための財源確保ということで、市議会議員の定数半減、そして市長給与の半減等を上げておられるわけでありまして、で、この特養の拡充・増設において、その財源をどこにどう充てようとされておられるのかといったところが理解できないところがありますので、御説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の1月21日の記者会見での数々の一例として挙げた施策の中に、特別養護老人ホームが不足しておるということに対する市民の声が切実なものであることを、私は私なりに承知し、理解をいたしております。

次なる4年間の間に、この辺は何とかした形で、数字の上で結果を出していくことにしていかななくてはならない、こういう思いであの項目は取り上げさせていただいたわけでございます。

一方、その財源ということにつきましては、これは先般来から本議会で何回も申し上げておりますが、行政改革、進めてまいりました。進めてまいりましたことによって、本市の財政は健康体になってきたと、一時期に比べてですね。健康体にはなってきたわけですが、ちょっと無理をすれば、また、いつどうなるかわからない。そういう状況下にあることは否めない事実でございまして、職員がああいう形で減ってきたことによって、とりあえずの行革の効果は大いに上がったわけでございますが、これからはそういう時代ではなくて、それほど数年間で160人も減少していくような急カーブを描くことは、これはもう期待できないし、無理なことであると。

そういう認識の中で、しからは聖域なき行政改革を断行していく必要がある。その聖域なき行政改革を、私は市長に12年前、なったときは、なってからこれは大変だ、行革をやらなきゃいかんぞ、本市はということで、住居手当とか、あるいは通勤手当とかを削減していく中で、私もみずから給料5%カットとか、そういうことをやっていったわけでございますけれども、今回は、もう私も12年間仕事をさせていただいてまいりましたので、大体読めてきておりますので、今回は選挙を受ける前に、そういう点が課題であるということをも市民の皆様方にお示しをして、そこで市民の御判断を仰いで、やれということの御判断をいただければ、議会の皆様方と御相談をしながら、この断行をしていかななくてはならない、そこに財源が出てくることは、これはもう自明の理でございます。

そういうことを片方では図りながら、片方では数多い行政需要、きょうもたくさん議員のいろいろな斬新な御提案をたくさんいただいております。それらを片づけていくといえますか、一つ一つ着実に解決していく財源にしていかななくてはならないと、こういう広い意味で申し上げていることでございますので、御理解賜ればと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 平たくと言われたわけでありましてけれども、私は解釈として、この、いわば特養の増設・拡充をする上に、こういった財源が必要なんだということで、ここから捻出してどういう形にされるのかというふうに、わずかな新聞記事でありますので、そのように私としては受けとめておったわけで、これをどのように展開していかれる

のかなというふうに考えておりました。

しかも、この介護保険事業というものは、介護保険の財源というものは、いわば需要に対して、必要なものに対して予算を組んでいくという、その2分の1が保険料、1号被保険者、2号被保険者というこの保険料と、半分が公費ということでありまして、当然、施設が、どんどん過剰に増やしていくということになると、この財源そのものも大きな財源を要するわけでありまして。

そこには当然、保険料もいわば上がっていくということも生じてくるわけでありまして、私は計画的に、このたびの21年から23年の期間の計画を着々着実にしていく。そして、2025年を目指して、次の段階でここまで押し上げていくというような、きちんと計画に基づいてやっていかないと、引きずり引きずりで、結果的には多くの方が困っておられるという実態を将来、それが大きな膨らみになってしまうということは、これはあってはならないことだと思っておりますので、このことについては、そういったいわば私はその財源を充てるとか充てないとかということではなくて、切り離して、介護保険制度の中でやはり整合性を持って、2025年のピークを迎える高齢化社会に対して、年々増加するこの施設待機者への対応は、喫緊の課題であろうかと思っておりますので、着実に、段階的に施設整備に取り組むことを主張させていただいて、この項は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 次は、市民教養講座について、教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 市民教養講座についての御質問にお答えします。

市民教養講座につきましては、議員御承知のとおり、社会教育事業の一環として、受講生の皆様に、知識・技術・教養を身につけていただき、心豊かで生きがいのある生活を送っていただくことを目的としております。あわせて、講座の受講を通じた仲間づくりにもつながるものと考えております。

まず1点目の講座数及び受講生の推移、募集内容についての御質問にお答えします。

平成17年度から5年間の文化センターを含む15の公民館における講座数及び受講生でございますが、平成17年度、177講座、2,956人、平成18年度、179講座、2,853人、平成19年度、178講座、2,907人、平成20年度、164講座、2,702人、平成21年度、168講座、2,719人でございます。各地域公民館における市民教養講座につきましては、一部の公民館において受講者の高齢化が進んだこともあり、若干減少しているところでございます。

このような状況の中で、今後は初めての方が受講しやすい環境づくりや、より参加しやすい多彩な講座メニューが提供できるように努めるとともに、PR方法や各公民館との連

携による開講などについて、検討してまいりたいと考えております。

次に、市民教養講座の定員についての御質問でございますが、議員御承知のとおり、市民教養講座は市が会場を提供し、受講生の皆様の受講料で講師謝金等の経費を賄い運営しております。これらの事情によりまして、開講するに当たりましては、やむを得ず、最低12名の定員で募集をしているところでございます。

2点目のスポーツ、体操部門の企画提供の積極的な取り組みについての御質問にお答えします。

現在、スポーツ、体操部門につきましては、体育館をはじめ各スポーツ施設でさまざまな教室が開催されております。さらに、5月に開館する新体育館、「ソルトアリーナ防府」では、新しい施設や設備を活用した、市民の皆様気軽に参加していただけるスポーツ教室も計画されており、スポーツ、体操部門は一層充実していくものと考えております。

これまで地域の身近な公民館におきましても、スポーツ、体操部門の講座を開催しておりますが、まだ十分とは言えない状況でございます。

このような状況の中、市民の皆様健康志向に対するニーズにおこたえするため、スポーツ、体操部門の講座について積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えておりますが、公民館ではスポーツなどができる部屋は限られておりますので、他の講座との調整が必要となってまいります。そのため、講座関係者をはじめスポーツ担当部署とも連携を図りながら、市民に喜ばれる講座の開催に取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、市民教養講座は、市民の皆様が心豊かで生きがいのある生活を送っていただくために、非常に有意義であり、大切な事業と考えております。

今後とも、講座の講師をはじめ関係の皆様御意見をいただきながら、より多くの市民の皆様を受講していただけるよう、魅力ある、充実した市民教養講座の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 講座数及び受講者の数の推移、今、5年にさかのぼって報告いただきましたけれど、やはり、高齢者が占めている割合が高いようで、そういうことも背景にあるのだと思いますけれども、年々、講座数も少し減り、利用者も5年前と比べると200人程度ぐらい減ってきておると言われますので、できるだけ、先ほど申されたように、参加しやすい環境づくりというか――いったことをもう一度、ここに来て検討というか、検証して、よりいいものに持って行っていただきたいなというふうに、数字の上でありますけれども要望しておきます。

それと、定員数を満たさなかったために、要するに、この同講座が開講できなかったと

いう講座というのは確認されておられるのでしょうか。どの程度、把握していらっしゃるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 今の、定員が足りなくて開講できなかったかということにつきましては、具体的には今、把握しておりませんが、各公民館で運営審議会の中でどうするかということ判断なさっているみたいでございますけど、12人なくて、確かに定員に満たなくて開講できなかったという例も聞いております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 市民教養講座運営要綱の中に、独立採算制というところがありまして、ここでは講座の運営経費については、講座ごとの独立採算制をとっているため、講座生の少ない講座にあっては開講できない場合もありますということで、12名以上の場合、開講と、こうあるわけですね。

例えば、その2月の市広報、2月15日付の市広報のこの受講生募集の内容を見ますと、いわば12人、定員数が。15人、20人と、さまざまなかかわりがありますね。で、12名以上の申し込みがあれば開講しているということですか。この定員とは関係なく、12名おれば開講しているということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 最終的には、先ほどの運営審議会のほうで決定されるのでございますけど、12人以上申し込みがあれば開講しているというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 定員数とは関係ないということで、きちんとその辺を募集される時、つけ加えられたらいいんじゃないでしょうか。

で、12名に達しない場合は開講できない、この判断は、公民館、先ほど運営審議会等で諮った上でやっているということでありましたが、例えば、先ほど申しましたように、高齢者が中心のそういった講座もあります。なかなか、人集めで苦慮されておられるという相談があるわけなんです。そうした講座が持続開講できるように、相談体制というか、そういった配慮をお願いしたいんですね。

というのが、例えば11名、10名の場合、1人、2人足りない、で、開講できないということも生じるということですよ、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 運営審議会の話をしましたけど、我々、御相談には乗っているわけでございます。

それで、各公民館におきまして受講の申し込みがあったときに、基本は12名ということで、講師の先生方の1回の謝礼が6,000円というふうに決めておりますので、それと受講料が1回500円でございますので、基本でございますけど、各公民館におかれて運営審議会のほうで全部プールしてやるとか、いろんなことで若干の努力はされているということで、我々もそれには相談に乗っているところでございます。

したがいまして、すべて12人、基本は12人でございますけど、そのあたりは多少、公民館によっては、地域の方と相談をされて開講されている例も聞いております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） それでは、公民館によって隔たりがあると、違いがあると、差異があると、公平じゃないですね。要するに、その公民館長の判断、それで運営審議会が、それで結局は話し合いで開講するかしないか判断してしまうと。

片や、例えば10名で、片やこちらBという公民館では10名で開講できて、こちらの公民館では10名では開講できなかったということが生じるということですよ。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） あくまでも12人ということでございますけど、若干そのような形で、全体の中で、地域の方のためにということで考えられているところもあるようでございます。

で、教育委員会といたしましては、おっしゃられるとおり、そういうことが、公平にやりたいということでございまして、今、考えているのは、公民館同士で連携をして、どちらかの公民館でやるとか、そういう形も模索していかなくてはいけないというふうに思っておりますので、そちらのほうを今、研究をするというか、考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 講師の謝礼ということで、1人、1回あたりが6,000円ということで、これは一律決まっているから、例えば、お一人の生徒さんが500円で、12人おれば6,000円という、お金の勘定で結局は12人という決まりになっているわけですよ。

しかし、10人になれば1人600円で6,000円になるわけですよ。100円の負担でもう済むわけですよ、講師の、そのために謝礼として払うことが目的であれば。10人であろうが、例えば8人であろうがお構いないわけでしょう、講師にきちんと払うことができさえすれば。私はそれでも開講すべきだと思うんですよ。

ただ、それを平たく12人だということで、しかも、公民館によっては、その1人、

2人の違いはあっても采配が違うということも、過去にはあったかもしれませんが、そういう形で、先ほどからの、せっかくこれだけの歴史のあるこういった講座でありますので、高齢化社会に向けて、さらにやはり私はこういうものは、市として底上げをしていく、手を打っていく必要が――必要ではないかと思えますので、このことについては協議・検討をしっかりとお願いして、先ほど申されましたように、参加しやすい環境と、言葉ばかり先に並べて、実りのないものがないようお願いをしたいと思います。

それと、スポーツ部門の講座を見ますと、社交ダンス、フラダンス、体操、ヨガ、太極拳等もあるようであります。で、激しい体操・運動じゃありません。で、年を重ねても防府市民は元気で、日々の日常生活の中に運動を取り入れて、生き生きとした生活を送るということは、介護の予防へとつながってくるわけでありますので、市民教養講座に、スポーツ、体操等を取り入れた市民教養講座が広がっていくことを念願して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、山下議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月25日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。

午後2時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月12日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 今 津 誠 一

防府市議会議員 弘 中 正 俊

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月12日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員